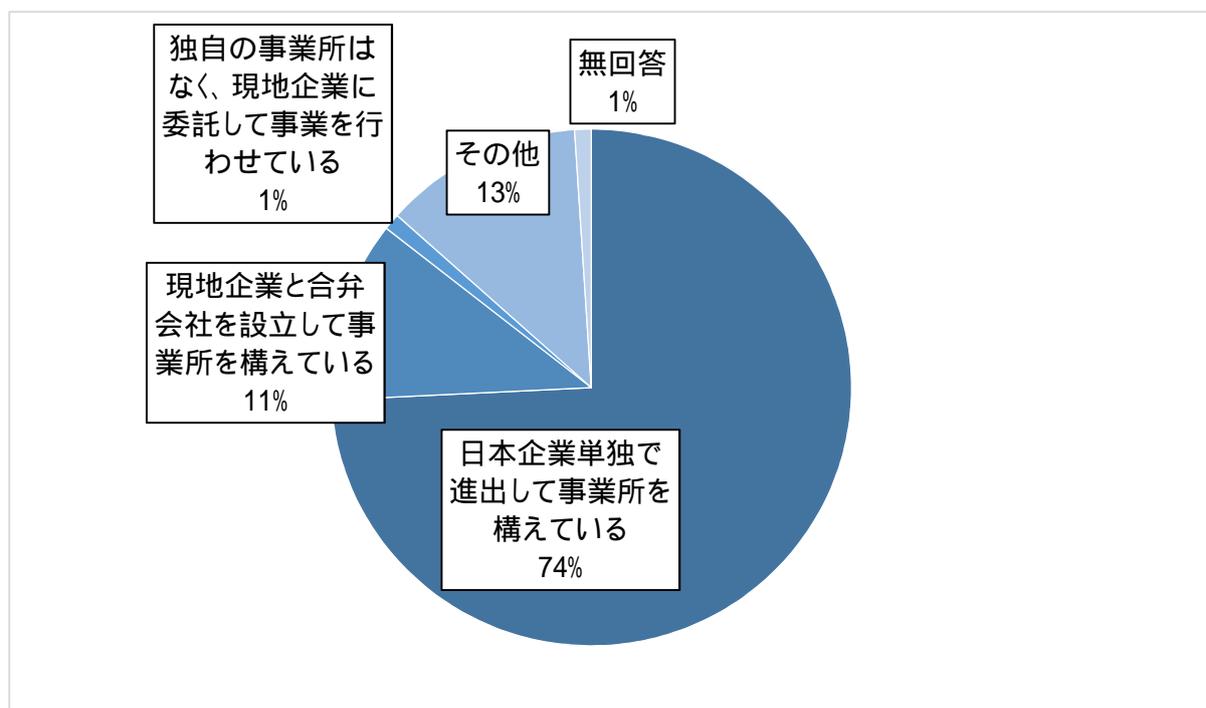


## 法務省による在外日本企業向けアンケート(インド)集計結果(2017 年度実施)

## 1 貴社について

## Q1-1 事業形態を教えてください。



|                              |    |     |
|------------------------------|----|-----|
| 日本企業単独で進出して事業所を構えている         | 72 | 74% |
| 現地企業と合併会社を設立して事業所を構えている      | 11 | 11% |
| 独自の事業所はなく、現地企業に委託して事業を行わせている | 1  | 1%  |
| その他                          | 12 | 12% |
| 無回答                          | 1  | 1%  |
| 計                            | 97 |     |

なお、「その他」として回答いただいた内容は、以下のように分類されると考えられ、実質的には、「その他」に該当するものはもっと少ないものと考えられる。

## 「日本企業単独で進出して事業所を構えている」事業形態(+5)

- ・ 日本本社 10% + 日本本社 100%出資のシンガポール現地法人が 90%出資。
- ・ 現地企業の 100%買収による参入。
- ・ 自ら事業はせず業務委託契約に基き日本からの輸出製品をサポートする日本本社の 100%子会社の独立現地法人。非 PE。一方、日本本社はインドの会社に日本から直接出資し技術供与しておりそのサポートも業務の一つ。
- ・ 現地企業を買収して、日本企業の 100%子会社として経営している。
- ・ 日本企業とは資本提携はなく、自ら現地法人を立ち上げている。

## 「現地企業との合併会社」(+ 2)

- ・ かつては JV であったが解消、現在の出資は 97.6%(2.4%は買取係争中)。
- ・ マジョリティはグループ企業だが一部インド人個人持分あり。

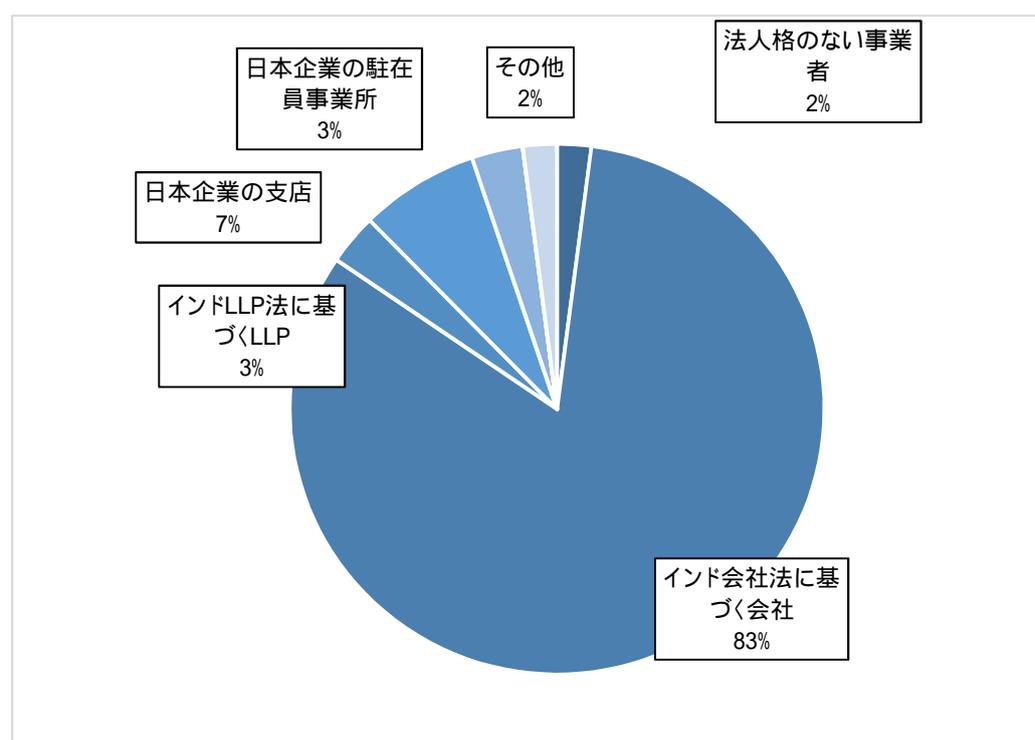
## 「その他」(3)

- ・ 日本企業 2 社による合併。
- ・ ジャーナリストビザ(個人)で活動しており、会社ではない。今後、リエゾンオフィスとして登録する予定。
- ・ 日本本社がプロモーターとして 73%を出資し、一般株主が 27%を保有(上場会社)。

## その他のコメント

- ・ 登記上の本社はデリー、社長はムンバイ駐在。
- ・ 公開有限会社 (Public Company)である。

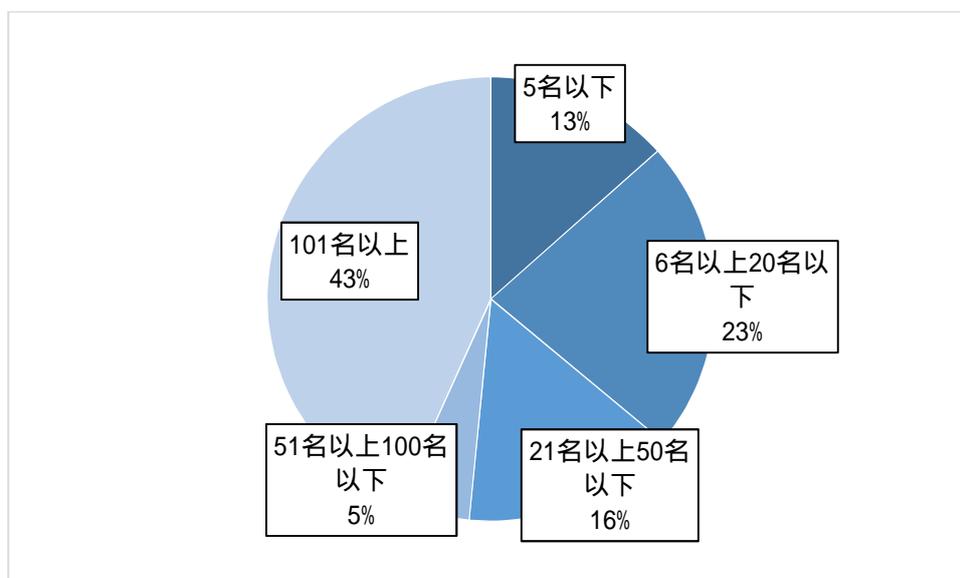
## Q1-2 現地に事業所を構えている場合、その事業所の性質を教えてください。



|                   |    |     |
|-------------------|----|-----|
| 法人格のない事業者         | 2  | 2%  |
| インド会社法に基づく会社      | 80 | 82% |
| インド LLP 法に基づく LLP | 3  | 3%  |
| 日本企業の支店           | 7  | 7%  |
| 日本企業の駐在員事業所       | 3  | 3%  |
| 日本企業のプロジェクトオフィス   | 0  | 0%  |
| その他               | 2  | 2%  |
| 計                 | 97 |     |

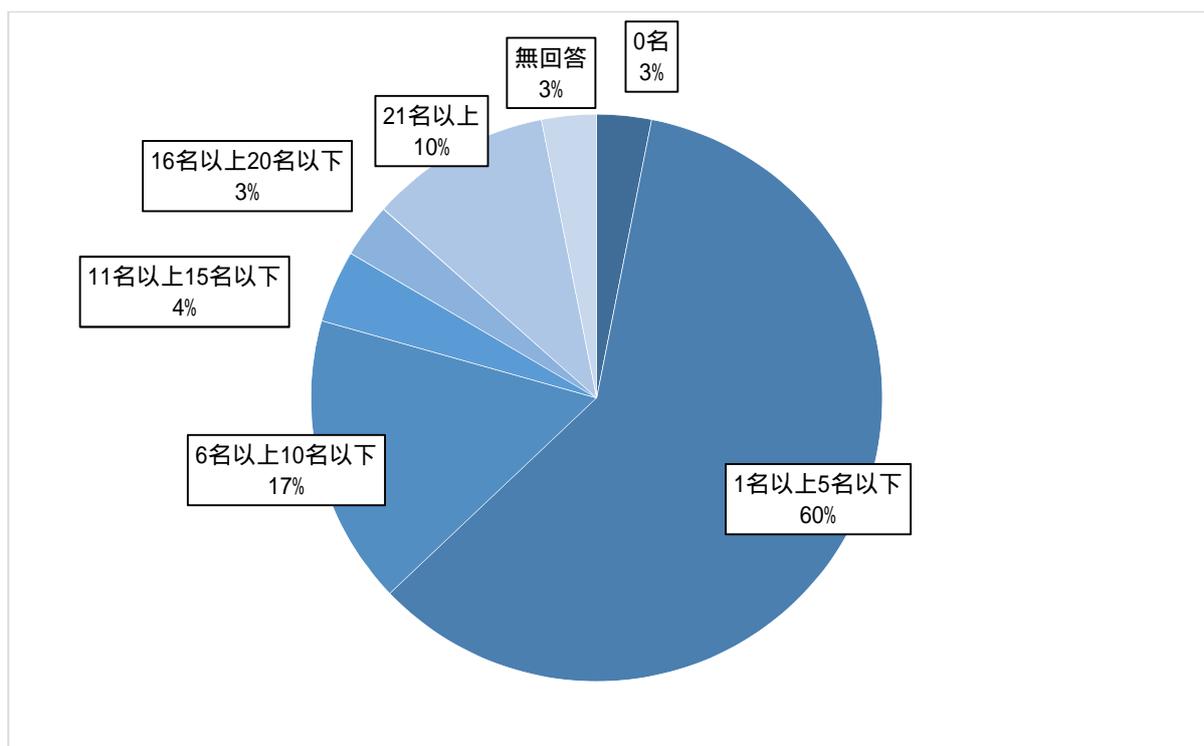
なお、「その他」の回答はマスコミ業種(個人・リエゾンオフィス)である。

Q1-3 事業所に従業員(アルバイト等を含む)は何名いますか。



|             |    |     |
|-------------|----|-----|
| 5名以下        | 13 | 13% |
| 6名以上20名以下   | 22 | 23% |
| 21名以上50名以下  | 15 | 16% |
| 51名以上100名以下 | 5  | 5%  |
| 101名以上      | 42 | 43% |
| 計           | 97 |     |

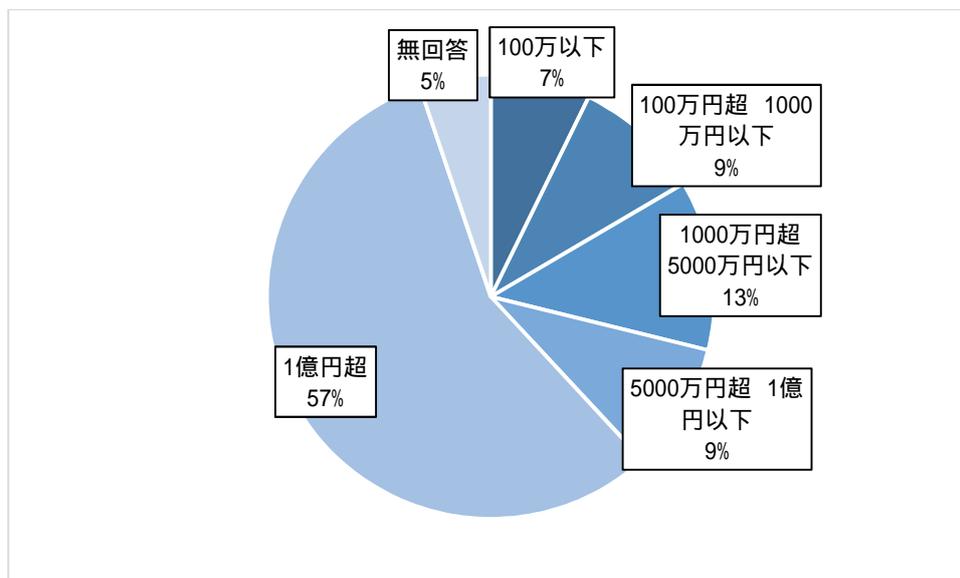
## Q1-4 事業所に日本人は何人いますか。



|            |    |     |
|------------|----|-----|
| 0名         | 3  | 3%  |
| 1名以上5名以下   | 58 | 60% |
| 6名以上10名以下  | 16 | 17% |
| 11名以上15名以下 | 4  | 4%  |
| 16名以上20名以下 | 3  | 3%  |
| 21名以上      | 10 | 10% |
| 無回答        | 3  | 3%  |
| 計          | 97 |     |

「研修生」が駐在しているとの回答あり。

Q1-5 資本金(支店等に対する資本金相当の投資を含む。)の額はいくらですか(日本円換算による概算)。

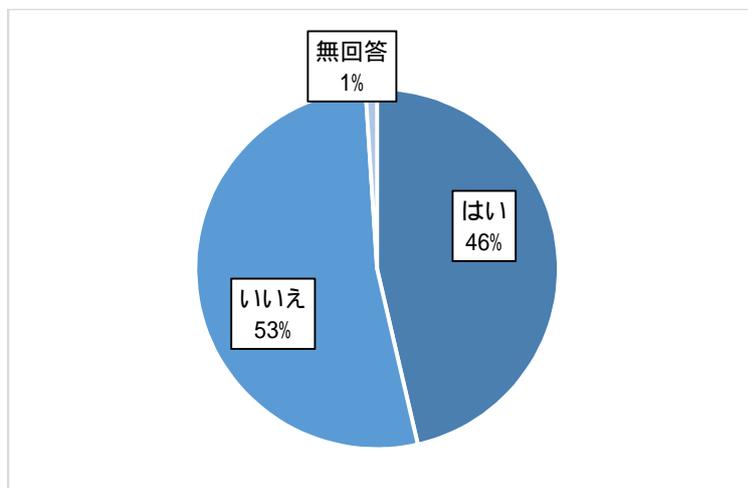


|                    |    |     |
|--------------------|----|-----|
| 100 万以下            | 7  | 7%  |
| 100 万円超 1000 万円以下  | 9  | 9%  |
| 1000 万円超 5000 万円以下 | 12 | 13% |
| 5000 万円超 1 億円以下    | 9  | 9%  |
| 1 億円超              | 55 | 57% |
| 無回答                | 5  | 5%  |
| 計                  | 97 |     |

## 2 法的問題の実情について

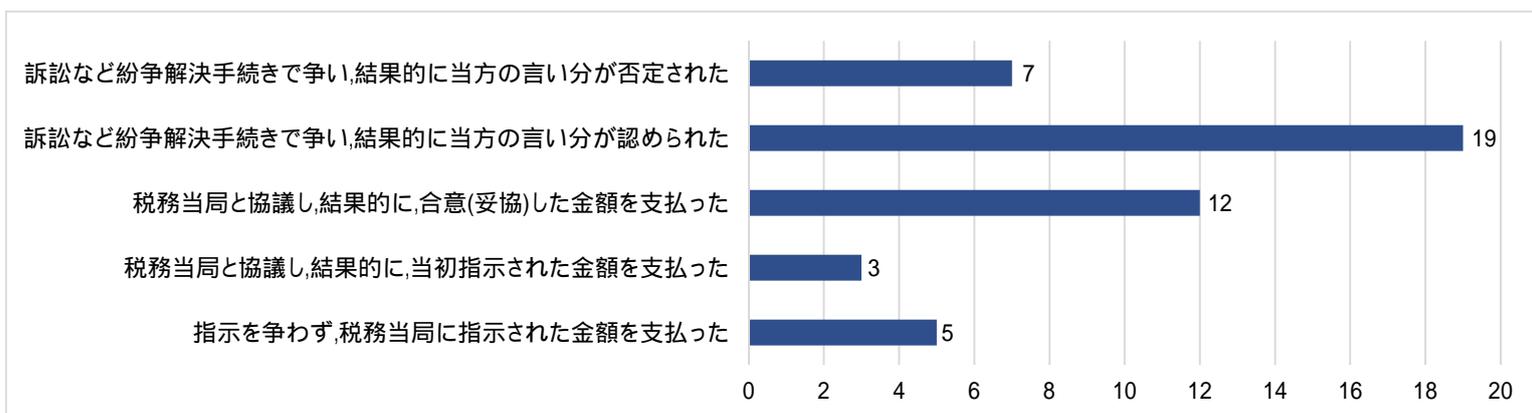
### Q2-1 税務について

Q2-1-1 事業者としての納税において、税務当局から、申告した金額を否定され、増額された金額の納付を命じられたことはありますか。



|     |    |     |
|-----|----|-----|
| はい  | 45 | 46% |
| いいえ | 51 | 53% |
| 無回答 | 1  | 1%  |
| 計   | 97 |     |

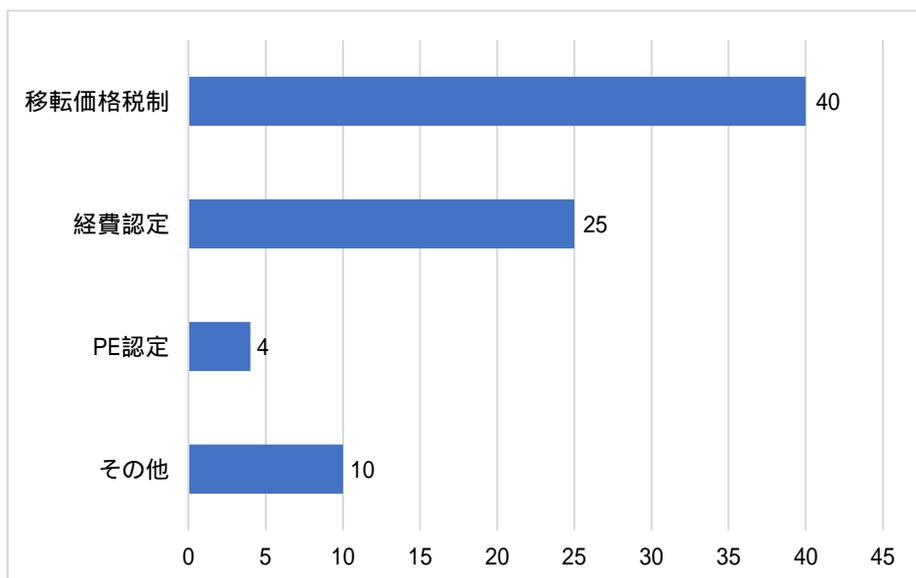
Q2-1-2 Q2-1-1で「はい」と回答いただいた方にお尋ねします。税務当局からの指摘に対し、どのように対応され、結果的にどのような結論になりましたか。(複数回答可)



|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 指示を争わず、税務当局に指示された金額を支払った        | 5  |
| 税務当局と協議し、結果的に、当初指示された金額を支払った    | 3  |
| 税務当局と協議し、結果的に、合意(妥協)した金額を支払った   | 12 |
| 訴訟など紛争解決手続きで争い、結果的に当方の言い分が認められた | 19 |
| 訴訟など紛争解決手続きで争い、結果的に当方の言い分が否定された | 7  |

Q2-1-3 同じく、Q2-1-1で「はい」と回答いただいた方にお尋ねします。

税務当局からの指摘は、どのような問題に関するものでしたか。



|        |    |
|--------|----|
| 移転価格税制 | 40 |
| 経費認定   | 25 |
| PE 認定  | 4  |
| その他    | 10 |

### Q2-1-3 税務当局からの指摘について具体的に。

#### <経費認定>

- ・ 損金算入の可否。
- ・ こうしたケースは過去何度かあり、受け入れられなければ Litigation(訴訟)をせざるを得ない。
- ・ 消費税に関するもの。
- ・ Income Tax( 企業の法人税)等の日本でいうところの国税調査において、過去の年度の経費(Cost)の一部を否認された。ただし、常に協議の余地はあり、ある程度の減額を交渉できた時点である。
- ・ 旧法下におけるサービス税の CENVAT CREDIT( 一種の仕入税額控除)の否認(訴訟継続中)。
- ・ 当局側の経費認定について、不服申し立てを行っており、まだ結論が出ていない。
- ・ 現在紛争中にて未決。
- ・ 数万ルピー程度の経費否認であったため、費用対効果を考慮し争うことなく支払いを実施しております。
- ・ CENVAT CREDIT の適用範囲についての疑義(控除が否認されたケース有り)。

#### <移転価格税制>

- ・ 当地での広告宣伝費が比較対象企業に対して高過ぎるとの指摘。
- ・ 移転価格税制に関して、所得更正通知を受領。指摘内容は、輸入部品の仕入価格、当局が設定した他社との利益率比較等。
- ・ 長期にわたり係争中。
- ・ 税務当局と協議中。
- ・ 係争中の案件あり。
- ・ ロイヤルティなど個別取引の独立企業間価格の否認による移転価格調整。係争中。
- ・ 比較対象企業との利益率差による移転価格調整、アプリケーションコストなど個別取引の独立企業間価格の否認による移転価格調整。係争中である。
- ・ 関連者とのコミッション取引を対象として、第三者向け主契約の売買取引の利益率を乗じた金額を追徴課税所得として更正するものなど。類似パターンは多い。
- ・ 当社の業種に関して見解の不一致(Trader か Service Provider か)。
- ・ 「ブランド・ロイヤルティ」と「広告宣伝費負担額」に関する指摘。
- ・ インド法人が経費として申告した宣伝費、販促費は全世界のブランド認知向上に使用した経費であり、日本本社から移転されたものであり経費認定できない。よって、その経費はインド法人の利益として認定し修正法人税を支払えとの指摘。
- ・ 相殺関税、移転価格で当局より指摘を受けている。
- ・ 当社グループ内取引に関するマークアップ。
- ・ 日本本社からの輸入品に対し、不当に高額との指摘を受け、係争中。
- ・ グループ会社からの輸入に関して、移転価格の認定を受けている。
- ・ 利益指標としての Berry Ratio( ベリー比:売上総利益□販管費)の使用の否定。
- ・ 機材の通関時と、旧法下のサービス TAX 税務調査において。
- ・ 弊社は商社であるが現地法人として売買実績無く、サービスプロバイダ・セグメントと位置づけられた為、利益指標として TNMM( 取引単位営業利益法:Net Cost Plus)に

よる利益計上を求められた。

- ・ 日本の親会社からキャンペーン用に通常よりも安く仕入れた製品に対して、通常の仕入れ価格での関税を要求されました。

#### < PE (Permanent Establishment:事業所) 認定 >

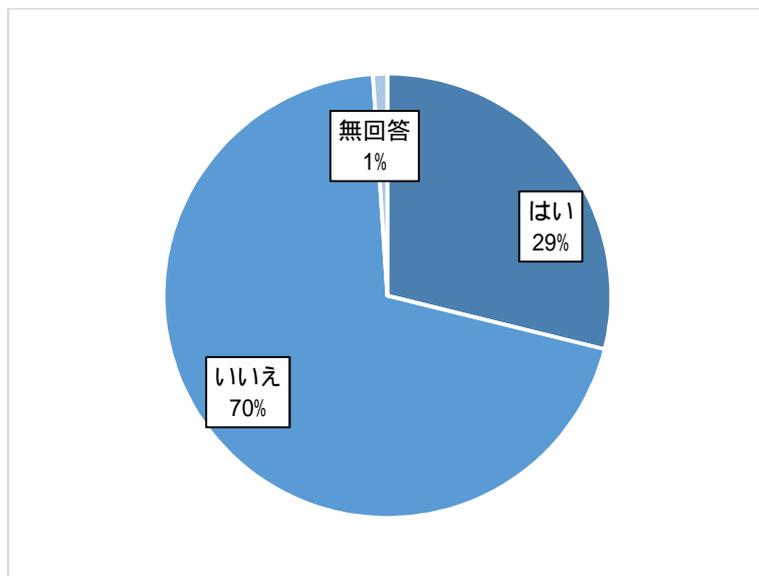
- ・ 現在では現地法人化しているが、税務当局から、まだ駐在員事務所であった当時にもその権限以上の業務が行われたとの理由で PE だと主張され、追加の税金支払い要求があった。
- ・ On shore SV サービス( インドでのスーパーバイズ業務)につき PE 認定。
- ・ 駐在員事務所であり(幸か不幸か)ビジネスが未だな為、PE 認定論議に至っていないが、少なくとも小職が会ったインド人の発想は、駐在員事務所であっても PE であるということが前提での会話となる。

#### < その他 >

- ・ (GST が導入される)6 月以前の税目であるサービス税について課税対象について見解の相違があった。
- ・ ROR( 所得税法上の「通常居住者」)に関し既に帰国した駐在員の駐在中の国内所得に関して追徴課税。連絡をしたが返信がなかったとのことで(実は税務署が送付した住所が間違っていた上に当人は帰国して数年経過していたため)追徴含めた納付要請あり。国内所得根拠も誤った会社名かつそういう所得はないと本人完全否定。インド当局に課税根拠の資料を要求するも日本の税務署に自分で確認せよとことで埒開かず。議論しても無駄と判断し、やむを得ず納税。
- ・ 物品税、サービス税について見解の相違。
- ・ HS コード( 貿易商品の分類番号)選択の相違。
- ・ サービス税の課税範囲に関する疑義の指摘。
- ・ 関税について、細かい機能上の問題から製品の性格の申告について輸入後に製品内蔵のソフトを改造すれば違う性格の製品になる、と指摘され、改造後の製品に適用される関税を適用するとされ、係争中。CESTAT( 間接税租税審判所)では敗訴。
- ・ 関税の算出において、非合理的な指摘、即時支払いの強要、強圧的な対応を受けたケースあり。
- ・ SERVICE TAX に関し、現在紛争中にて、未決。
- ・ 所得税、サービス税について見解の相違。
- ・ VAT( 付加価値税)納税に於いて正確な額を支払い、当局からのサイン & 捺印付の Evidence も返却されていたが、3 年後に未納との連絡を受け、同 Evidence を見せたにも係らず、「捺印は偽物である。サインした名前のスタッフはいない」と拒否され、罰金と該当 VAT 納税額 + 3 年分金利を請求された。結果として、満額支払った。
- ・ サービス税、経費分類について見解の相違。
- ・ 税務調査等において、一般に公布されている以外の規定(内部通達等)を根拠に追徴納税を要求された。

## Q2-2 労働問題について

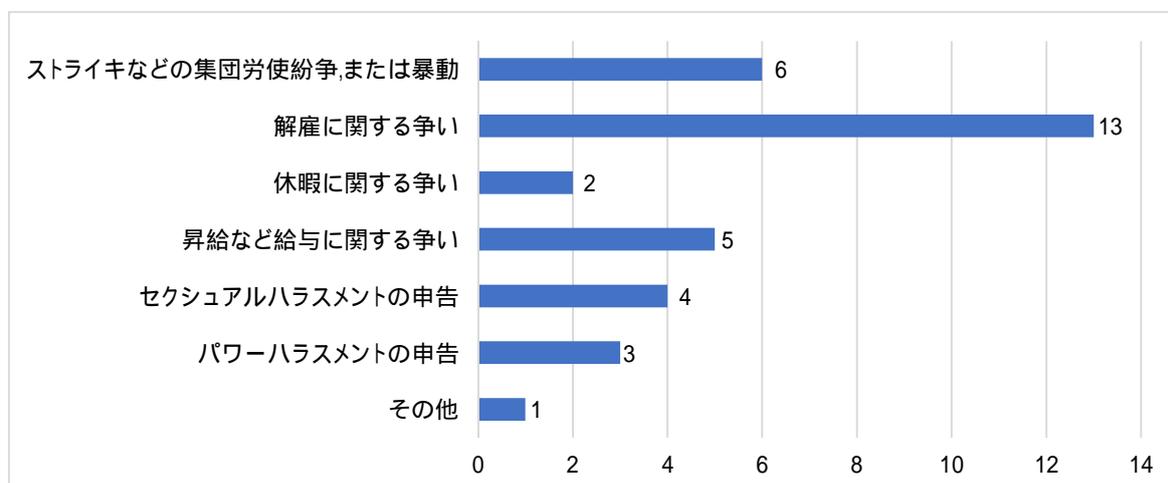
## Q2-2-1 事業所において、労働問題が発生したことはありますか。



|     |    |     |
|-----|----|-----|
| はい  | 28 | 29% |
| いいえ | 68 | 70% |
| 無回答 | 1  | 1%  |
| 計   | 97 |     |

## Q2-2-2 Q2-2-1で「はい」と回答いただいた方にお尋ねします。

具体的には、どのような問題が発生しましたか。(複数回答可)



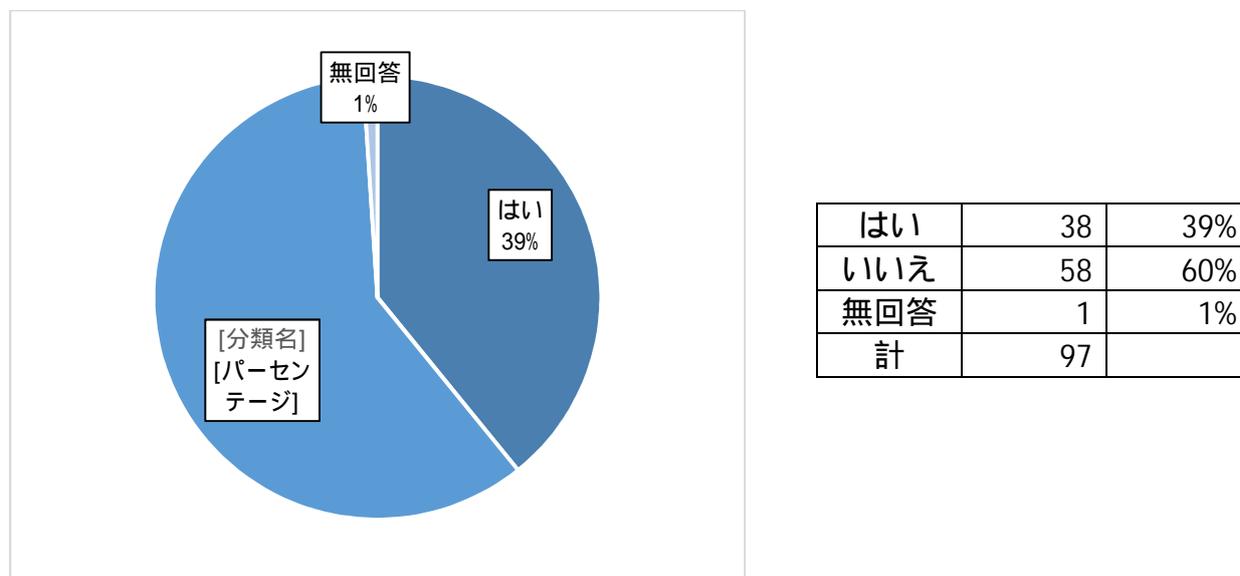
|                      |    |
|----------------------|----|
| ストライキなどの集団労使紛争,または暴動 | 6  |
| 解雇に関する争い             | 13 |
| 休暇に関する争い             | 2  |
| 昇給など給与に関する争い         | 5  |
| セクシュアルハラスメントの申告      | 4  |
| パワーハラスメントの申告         | 3  |
| その他                  | 1  |
| 無回答                  | 0  |

## Q2-2-2 事業所における労働問題について具体的に。(その他の回答)

- ・ ユニオン、組合問題(平時は問題なし)。
- ・ スタッフ自身で設定した期日までに作業が終了しなくとも、休日、給与 UP の主張をしてくる。本人はヒンドゥー教だが、他宗派の休日もインドの歴史的であり自国の歴史を重んじるインド人として休む権利があるとのこと。
- ・ 懲戒制度については、インドは、労働者に厚い制度を持っているようなので、(仕事への態度、日本人への態度によりローカルの従業員を解雇したい場合)相当な理由がないと解雇出来ないのではないか? という点、普段から懸念を有している。

## Q2-3 汚職について

Q2-3-1 インドで業務を行う中で、インド政府(州政府を含む)の職員から、本来支払う必要のない金銭の支払等、何らかの利益の供与を求められたことはありますか。



Q2-3-2 Q2-3-1 で「はい」と回答いただいた方にお尋ねします。

どのような局面で誰にどのような要求を受けたか、差し支えのない範囲でお答えください。

## 【許認可・更新の申請時など】

- ・ 工場操業許認可取得時の担当者に、倉庫にあった自社製品(シューズ)を本人と家族用にほしいと言われた。
- ・ 許認可のあらゆる場面において金銭要求がある。
- ・ 環境関連の申請において、許認可取得の早期化を図るためには申請費以外の費用が必要であると、コンサルタントに言われた。
- ・ 許認可取得時に優先的対応をする見返りとして金銭を要求された。
- ・ 許認可申請において、窓口職員から金銭要求。
- ・ 許認可申請に際しての要求。
- ・ 事業や製造に関連する Certificate ( 検査済み証など)更新時において。
- ・ 工場図面の変更申請時に Factory Inspector(工場監督官)から。
- ・ ①ビジネスライセンスの更新時、 計量器の更新時、において。
- ・ 自動車の登録を行う際に、日本でいう陸運局(RTO office)から求められた。
- ・ 多額なものはありませんが、外国人登録の際や、会社登記局での資本金増額等の際に、数千ルピー程度の「Speed Money」を求められることが、多々あります。
- ・ 証明書発行時の賄賂要求や、後日になっての要求など。  
対策: 直接払わずに、コンサルタントを通じて支払いへ。
- ・ 工場建設における各種政府への申請手続について、スムーズな処理のためとして、金銭の要求があった。政府に関する手続には、常に同様事象が付きまとう。

- ・ ポリレーションコントロール部署による工場承認時に、承認の為のアンダーマネーの要求。
- ・ ある輸入品の許認可取得の際に、省庁 OB にその申請業務の委託を行ったが、その口効きのための費用を個人名で要求された。

### 【税関(通関)】

- ・ 通関時優遇税制の恩典分の通関承認士へのペイバック。
- ・ 貨物の輸入にあたり、税関職員より、税金の減額と輸入許可の見返りと称して、数名分のお金の要求があった。
- ・ 業としての物品の輸入通関時において、スムーズな通関を行うことと引き換えにとして、税関職員より金員を要求されるケースがある。
- ・ 税関職員に、いわゆる「ファシリティペイメント(一般的には「手続促進のためと要求される、法令に根拠のない少額の金銭」)」を要求されたことがある。
- ・ 輸入通関時に、商品通関を止められ、早く通して欲しいければ、と要求される。
- ・ 法や規制の曖昧さ(時に厳格さ)に付け込んで、担当職員が賄賂を要求することは散見される。
- ・ 税関業務上のトラブルから利益供与を促されたもの。
- ・ 要求されるが、一切支払っていない。
- ・ 要求されたが、正規ルートにて拒否回答をした。
- ・ 税関窓口で、届かなかった荷物の引き取り時に。(抗議して、支払ゼロで解決はした。)

### 【税金】

- ・ Karnataka(カルナータカ州)で、VAT(付加価値税)登録に際して。
- ・ 税還付手続において。
- ・ Service Tax 当局の調査官から、追徴課税の Notice を発行されなくなかったら、と利益の供与を求められた。しかし応じてはいない。
- ・ 税務職員から金銭要求。
- ・ 国税の査察が入り、担当者に嫌がらせを受け、調査の時間を短縮するために、お金を支払った。
- ・ 納税の際、作業をスムーズにするために、職員に金銭を支払うことが必要だと、会計会社から求められた。

### 【その他】

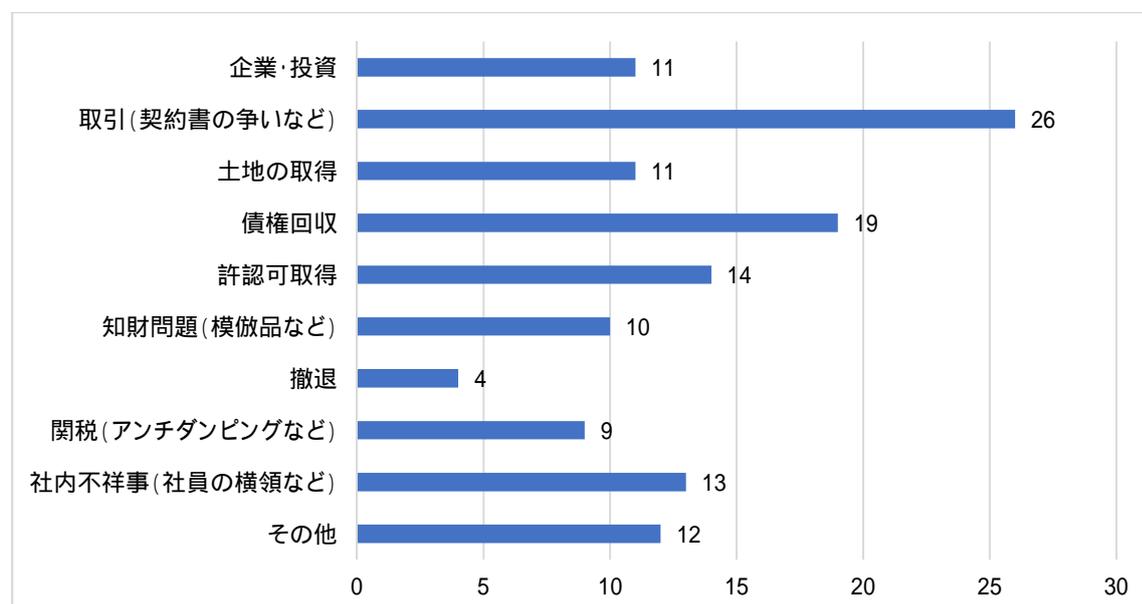
- ・ 政府ではないですが、日系顧客のインド人には、多々お金を求められたり、そういった対応をしないと面会すらできない会社も多数存在致します。
- ・ 1次側電源(州政府の持ち物)が故障した場合の、担当者の交通費、日当、食事手当等々の請求。
- ・ 5年前のこと、詳細は記載を差し控えさせていただきます。
- ・ 国、州、工業団地などからしょっちゅう依頼あり。

州: Fire Inspection./Electrical/Pollution control/Police/Registration Certificate of Establishment. 政府: Explosives(Gas yard)

- ・ 郵便局で長期滞留していた日本からの郵便物を受け取りに行った際、法外な「保管料」を要求され、その領収書は出せないと言われ、当社の National Staff に交渉をしてもらって「保管料」を減額してもらって領収書なしで支払って荷物を受け取る。長期滞留の理由は一度郵便物を届けたが留守だったので不在票も入れずにそのまま持ち帰られてしまったことが原因。2014 年の出来事。
- ・ 政府での処理を進めるために、お金を払いなさいと言われる。
- ・ 多数あり(毎月 1 件程度)、どの様な局面:すべての局面。誰:Factory officer・警察・税関・その他。どの様な要求:賄賂、自社製品の無償提供。
- ・ 州を跨いだ貨物の転送時。
- ・ デリー市内の警察署から、事件の「Settlement Fee」という名目で金銭の支払い要求があった。
- ・ 公務員から、金銭の直接請求はないが、案件の処理進捗のためとして、公務員との関与度が深いと思われるコンサルタントの起用を推薦された。
- ・ 日本政府機関のインド人スタッフより、情報提供に関して、食事・ゴルフの要望があった。
- ・ 半政府機関担当者より、情報提供に関して日本製のアルコール提供の要求。
- ・ FRRO( 外国人登録)の登録住所に実際に住んでいるか確認に来た警察官からの要求。
- ・ ITR( 所得税申告書)の提出に際して現金で役人に渡すと会計士に言われた。
- ・ ビザの取得、延長に際して。
- ・ 弊社人事課長が、業者との裏取引で弊社へ自分のリベート込みの金額請求をさせていたことが発覚し、発覚後、本人は入社しなくなった。法的手段に出たが、警察に被害申請を取り扱ってもらう為の裏金、係争を早期に取り扱ってもらう為の裁判所への裏金等の問題が生じた。

## Q2-4 様々な法的問題について

Q2-4-1 Q2-1,2,3 以外の、インドで直面した法的問題のカテゴリーについて、教えてください。該当する分野に、すべてチェックを入れて下さい。(複数回答可)



|                |    |
|----------------|----|
| 企業・投資          | 11 |
| 取引(契約書の争いなど)   | 26 |
| 土地の取得          | 11 |
| 債権回収           | 19 |
| 許認可取得          | 14 |
| 知財問題(模倣品など)    | 10 |
| 撤退             | 4  |
| 関税(アンチダンピングなど) | 9  |
| 社内不祥事(社員の横領など) | 13 |
| その他            | 12 |

## 「その他」の回答

- ・ グローバル給与に対する年金制度、退職金制度、懲戒制度。
- ・ 配送業者による物品破損。
- ・ 貿易外外国送金の厳しさ。
- ・ 競争法、NGT( 国家グリーン審判所)の命令。
- ・ CSR( 企業の社会的責任)の拠出金。
- ・ 記事について名誉毀損の主張をされた。
- ・ 法的には問題ないと思いますが、並行輸入品の問題に直面しています。
- ・ 雇用ビザを取得するための要件を整えるのに苦労した(ビジネスビザかエンプロイメントビザか問題)。

Q2-4-2 Q2-4-1 でチェックを入れられた法的問題について、恐れ入りますが、具体的なトラブルの状況について、できる限り詳細に記載して下さい。

### 【起業・投資】

- ・ 私自身の勉強不足でもありましたが、インドにて会社を創業する際にコスト削減のためにインドローカルの会計事務所に設立の依頼をしたところ、外国人による創業を扱うのが初めてだったようで、日本からの資本金の送金方法やインドでの手続を理解しておらず、結果的に、創業から2年後にその際の問題が発覚し、多額の罰金、及び決算書類など全ての書類手続の変更をすることになった。
- ・ インドで会社設立は自分だけでやれると思い進めていたが、courtに行かないといけない手続があり、それは会計士に頼まないとできなかった。日本人が関与する事務所は、費用が高額で、インド人の知り合いに依頼し、インド人会計士に依頼した。大変優秀であった。
- ・ 駐在員事務所を設立する際、情報がなく、事務所設立までの経費、特に当社がインド未経験という事もあり、インド企業と組む某日本のコンサル会社より、今となっては法外と思える金額(設立手続に200万円)を請求された。
- ・ 設立当時にパートナーとして協力いただいたインド人の方と、会社の方針について食い違いが発生しトラブルになった。当初は、会社設立のための現地での業務代行をお願いしていたが、次第に、会社の方針、営業活動へも意見されるようになりトラブルに。お互いの役割分担等を契約書として明確化されてなかったことが原因かと思っています。現在は、パートナーを解消しています。

### 【取引】

- ・ 法廷闘争にはいたらなかったが、一方的に不利な条件を契約条件とされ、それを変更するために、弁護士事務所等に結構なコンサルタント費を支払い、インド法規等を調査させ、その条件は不適切であることを主張した。
- ・ 製品の開発委託およびその後の購入契約において、先方の開発の遅延により取引を中止したことに起因して紛争が発生した。
- ・ 品質、納期に関する問題。
- ・ 代理店契約解約について、解約後に、契約条項にない補償を求償され、拒否したところ、地域警察に刑事事件として訴えられ、その訴えがいったん受理されたことがある。
- ・ 代理店から独占販売契約を破棄されたとの訴えを受け、現在も係争中。実際は独占契約を結んでいないが、他の新代理店をアポイントする計画を話したところ、即刻訴訟を起こされたもの。
- ・ 長期滞留貨物の港延滞料の負担に関して、顧客との係争に発展。
- ・ インド業者との契約内容についての争い。
- ・ 契約どおりに支払わない。
- ・ 契約書の違法解釈。
- ・ 日本向け輸出契約(原材料)において、原料高騰を理由に Non Delivery 発生。結果的には一方的に契約破棄され、取引停止となる。
- ・ タクシー会社の取引契約終了後、不当な請求を受け、裁判を行った。

- ・ 事務所開設時、事務所物件探しを数社に依頼。結果、インドの不動産屋に決めたが、手数料が家賃2月分というので、他社は1月分であり2月分を主張するのであれば他社に切り替えると言ったところ、それは1月で良いとなった。しかし、契約前まではアフターサービスも含めなんでもやると言っていたが、子供が生まれるので忙しいを理由に必要資料の作成も行わない上に、契約後は行方不明となり、悪態をついたメールが配信された。特に大きな被害を被った訳ではないので法的問題とはせず、JETRO に伝え、当該企業をブラックリストに載せてもらった。
- ・ 賃貸契約での原状回復項目についての見解の相違。
- ・ 「Rentech Designs India Pvt Ltd」なる会社と前任者の社宅契約を結んでいましたが、退去後、DEPOSIT を返金してこず、民事訴訟。最終的には同社が返金に応じて終了。同社は日系会社に同様の手口を利用している模様であり、注意が必要。
- ・ オフィス賃貸契約にかかるトラブル。
- ・ 弊社がお客様宛に販売した物品(文房具)を、ある配送業者に配達を委託した。しかし、お客様に物品が到着したところ、内容物が破損していた。配送業者にクレームを申し出るとともに補償を求めたが、のりくりりと逃げて結局補償してもらえなかった。それ以降は違う業者との取引をはじめて、その業者との取引はやめた。
- ・ 製品のクレームなど。
- ・ 契約書を交わしたにもかかわらず、支払い時に値下げ交渉をされた。法的措置に出た方が損が出ると思い、また未払いよりは良いので、要求を呑むしかなかった。

### 【土地の取得】

- ・ 政府系の工業団地で土地を購入したが、その土地の一部に対して所有権を主張する個人が、弊社に対して訴訟を起こした。そもそも訴訟相手は弊社でなくデベロッパーであるべきだが、政府系であるにも関わらず、土地公社が積極的に関与してくれないため、裁判がスタートして3年が経つが、未だに解決できずにいる。また、本件では、境界線が定まらないため、当初の建設計画が大幅に崩れ、追加工事の許認可を受けられない事態も発生している。
- ・ 土地購入後、土地価格上昇分を追加請求された。
- ・ 元地主への土地時価上昇分の支払いを請求された。
- ・ 工場建設用地を地主農民より取得したが、工場建設の段になって、農地から工業用地転換に対し、異議申立てされ、係争となった。
- ・ 農地を工業用地に転換して手続が完了し当局の了解を得て建築開始しようとしたら、自らの土地だと主張し名乗り出てきた人がいた。
- ・ 当社のインド進出第一号案件として、ニムラナでサービスアパートメントを建設しようと思っていたが、インドでは土地取得が難しいと言われて、断念した。
- ・ 工業団地(KIADB)の土地取得について。既に契約済みだが、10年後に再度正式に契約？する必要があるのだとか…。
- ・ HSIIDC (ハリヤナ州産業インフラ開発公社)から取得した土地の価格に関する、事後調整と金利の支払。

### 【債権回収】

- ・ インドでは債権が期日までに支払われることはなく、債務者に対していちいち督促

をして初めて支払いが行われる。金額が大きい場合、支払手続を前に進める為として、何らかのリターンを求められることも多い。

- ・ 取引先による支払い遅延。
- ・ 代理店からの多額の債権回収交渉を長年行ってきたが、支払いに応じない為、当代理店との契約を破棄すると共に債権回収訴訟を提訴。現在も係争中。
- ・ 取引先からの債権の回収が契約期間より大幅に遅延し、会社財務状況に影響が出かねない状態となったが、話し合いで解決した。
- ・ 賃貸施設のデポジット回収遅れによる係争。
- ・ 民間共にデポジット他の債権回収。
- ・ リース事業を行っているが、顧客からのリース料回収について、支払いが滞った場合に仲裁の手続をとることをリース契約書に盛り込むべきかを検討した。しかし、仲裁の手続が具体的にどのようなもので、実際にどのようなリスクと時間がかかるのか不明であった為に、実施に踏み切れなかった。
- ・ 追加費用をお客様が支払わないので、現在、工事を一時中断し、交渉しているが、合意に至らない。
- ・ 販売代金として客先より回収した小切手が不渡りとなった。
- ・ 顧客の支払いの大幅な遅延。
- ・ インド現地法人 2 社への合計 125 万ルピーの債権回収ができていない。

### 【許認可取得】

- ・ 許認可申請に時間がかかりすぎて、生産開始が間に合わなくなってしまった。
- ・ 製造所に関する許可を得るために、想定より長く時間がかかり、有効許可期限を超えた。しかし、関係当局との話し合いで、申請は完了し当局側の理由で時間を超過したことから、認めてもらった。

### 【知財問題】

- ・ 当社と類似する会社名の会社がインドで活動している。
- ・ 当社製品の模倣品と見られるインド製の製品が、インド国外で流通している。
- ・ 商標の無断使用(社名の一部に“当社商標名”を使用)。
- ・ よく似た商標を勝手に登録され、異議を申し立てたが、手続が遅々として進まない。
- ・ 弊社ブランドを冠した模倣品が市場に出回る為、随時、エージェントを使って、生産元・販売元をつきとめて提訴。これまでに数件行ってきた。
- ・ 弊社の商品名を含めた商標差し止めの請求訴訟。
- ・ 弊社の日本から輸入している製品のコピー品を製造して弊社の顧客が使用しているケースがあった。警察の介入で現行犯逮捕され、現在は法廷にて裁判中。
- ・ 模倣品が市場で販売された。

### 【撤退】

- ・ 現実に起きた問題ではないですが、自分の駐在員赴任期間終了に際して、合併契約における関係解消に関する条項に問題があることを認識し、日本本社と合併側

の間で、クリアしておかなければ、自分の帰国後に問題が起きるのではないかと、懸念を持ちました。

- ・ 一度、支店を閉じたことがあり。詳細は現在駐在している者にはよく分かりません。
- ・ JV 契約の解消。

## 【関税】

- ・ インド鉄鋼省による鉄鋼製品の輸入規制。こういった製品が対象、対象外であるのか、実施時期が何時からなのかといった具体的な情報の入手が困難。
- ・ 弊社は SVB スキーム(取引価格の証明の一種)を使用しており、承認の更新を行う際にデポジットを納めたが、返却に時間を要した。
- ・ HS コード(貿易商品の分類番号)区分の解釈が税関の解釈と相違。
- ・ 輸入取引におけるアンチダンピング関連規制への対応。
- ・ BIS 強制規格に於ける税関上の問題散発。ハリヤナ州(ICD)に於ける通関保留等、ここ最近税関上トラブルが頻発する状況。
- ・ この 2 月より関税が増加し、輸入コストの負担が著しく増加しております。
- ・ 熱延製品に対して「不当な(=WTO(世界貿易機関)ルールに逸脱する)」セーフガードと MIP(最低輸入価格)が設定され(2015 後半-16 初め)、経産省の協力の下、大使館の理解も得て WTO 紛争パネルに提訴、現在も継続中。今回の WTO パネルへの提訴は「提訴したことそのもの」に意味があり、もしこうした WTO ルール違反の通商障壁発動が認められてしまうと追従する国々が出てくることになり、自由貿易を基盤とする日本の国益を損なうことになるため、負けられない。
- ・ 上記に関し、実際にはその後アンチダンピング調査からクロ認定となり(これは WTO ルールに反しない)現在はアンチダンピング下にあり、上記提訴の勝敗は実務上は関係ない状態。
- ・ 日本で製品の検査をした検査費用、日本で材料等の廃却をした場合などの保障費用の送金が困難(輸出入以外の取引)
- ・ セーフガード・最低輸入価格・アンチダンピングの類似する通商施策が、並行して、また、頻繁な改正を伴って施行されたことによる混乱。
- ・ IEC(輸出入業者コード)取得に関し、想定より時間がかかった。
- ・ インドで開店したレストランで新たに使用したい調味材の輸入の可否について確認すべく、当局にサンプルを送っているが、3ヶ月全く返事がない。

## 【社内不祥事】

- ・ 弊社人事課長による、業者との裏取引で弊社へ自分のリベート込みの金額請求をさせていたことが発覚し、発覚後、本人は入社しなくなった。
- ・ 社員がベンダーよりキックバックを受領していた。
- ・ 出張旅費の不正請求。
- ・ 社員による横領。
- ・ 社内横領。
- ・ JV パートナーの違法支払。

## 【その他】

- ・ JVの相手先による詐欺事件。90年代の進出初期に発生したが、民事・刑事ともに、未だ係争中。
- ・ 代理店との暖簾問題(代理店契約解除)。
- ・ ミルシート(鉄鋼製品に添付する保証書)を偽造され市場に出たことあり。
- ・ 補給部品の流通経路。
- ・ NGT(国家グリーン審判所)による工場操業の停止命令。
- ・ 2013年会社法で謳われたCSRへの強制拋出について、当社業種の特性に合った拋出額の算定基準(当社業種における“インド国内利益”の算定基準)。
- ・ インド株主との間で発生。インド側株主は企業ではなく個人。合併設立以来配当がないことが、日本側株主主に有利な取引条件となっているためと主張された。一方で相手はそれを理由に会社のリソースを個人の利益のために勝手に使っているが、本社としては訴訟回避を最優先しあまり強く相手の背任を突くことができないで状態。理由は、過去の経験で海外代理店に有利な判決が出ているから。
- ・ 過去完工済みの工事に係るプロジェクト事務所の口座が、Tax Clearance Certificate(納税証明書)が出状されないことを理由に長年閉鎖できていない。
- ・ Factories Act(工場法)違反で起訴された。
- ・ 昨年度以前のC form(バイヤーが販売税を支払ったことの証明書。販売元が負担する税率が軽減されるために必要)を税当局に届け出る必要がありますが、未作成・未送付の顧客が多く、C Form提出ない場合はペナルティを払う必要があります。対応に苦慮しております。
- ・ GSTの税率変更に対して、インド政府側からの対応方法について明確な指示がないため、MRP(最高小売価格)の設定、値引き等の対応に苦慮しています。
- ・ インド企業省(MCA)からのFC2に関して、役員及び約款の変更を6か月以内に行わなかったことに対するペナルティが発生したと、現地会計会社から請求あり。その規定は新しいものだが、その必要性の説明を当該会計会社から受けておらず、昨年8月に会計会社に事情説明を求めたが、未だ回答なく、当時担当であった日本人は帰任した。よって未だ支払っていない。
- ・ 会社設立に際して申請した商号が却下され、承認までに時間がかかった。日本のビザセンターではDirectorにエンプロイビザを発行するが、FRROではビジネスビザを求められる問題で、インドのCA(会社秘書役)にはそのあたりの知識がなく苦勞した。

Q2-4-3 事業を遂行する上で、よく参照する法令、継続的なチェックが必要だと認識されている規制には、どのようなものがありますか。( 複数回答可)

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 民法（財産法,債権法,契約法）       | 46 |
| 会社法                   | 79 |
| 消費者保護法                | 19 |
| 労働法                   | 70 |
| 知的財産法（特許法,著作権法,商標法など） | 17 |
| 競争法                   | 17 |
| 投資関係法令                | 12 |
| 税法                    | 76 |
| 環境法                   | 23 |
| 破産法                   | 10 |
| 刑事法                   | 5  |
| 最高裁判所の判決              | 14 |
| その他                   | 8  |
| 無回答                   | 2  |

#### 「その他」の回答

- ・ コンプライアンスに関連する法令。
- ・ Karnataka State Factory Act(カルナタカ州の工場法)。
- ・ 税関通達。
- ・ FEMA( 外国為替管理法)、FDI( 外国直接投資)、ECB( 対外商業借入)等の金融関連規制。
- ・ Factory act(工場法)。 2件の複数回答
- ・ RBI ( インド準備銀行)規制。
- ・ FRRO( 住民登録)、Aadhaar( インドの国民識別番号制度)を含め、法規制で改定等が急なものはチェックが必要。
- ・ 「ごく小さな会社なのでCA(会計士)に任せっきりです」とのコメントあり。

Q2-4-4 Q2-4-3 で回答された法令・規制などにはどのようにアクセスしていますか。

( 複数回答可)

|   |    |
|---|----|
| 政府,行政機関,裁判所など公的機関のホームページを参照する                               | 63 |
| その他のホームページを参照する   | 41 |
| ニュースレター,メールマガジンから情報を得る                                      | 37 |
| 公刊されている法律集や法律書を参照する   | 27 |
| 現地政府,行政機関に直接聞く  | 13 |
| 在外公館や JETRO 窓口に見る   | 13 |
| インド人の弁護士に聞く   | 44 |
| インドの会社秘書役に聞く  | 33 |
| インド人の会計士やコンサルタントに聞く   | 72 |
| インドにいる日本人の弁護士に聞く  | 12 |
| 上記以外の日本人弁護士に聞く(日本や他国(例えばシンガポールなど)にいる弁護士,出張ベースで訪印している日本人に聞く) | 10 |
| インドにいる日本人の会計士やコンサルタント,インドの法律事務所や会計事務所に勤務する日本人に聞く            | 39 |
| アクセスする方法がない   | 1  |
| その他   | 6  |
| 無回答   | 1  |

Q2-4-4 Q2-4-3 で回答された法令・規制などについてアクセスの方法。

< 政府、行政機関、裁判所など公的機関のホームページ >

- ・ 日本の JETRO の HP。 4 件の複数回答。
- ・ 在インド日本大使館の HP。
- ・ インド日本商工会 (JCCII) の HP。
- ・ 日本の公正取引委員会の HP。
- ・ MCA ( インド企業省) サイトへのアクセス 2 件の複数回答。  
1 件は「会社で任命している会社秘書役を通じて」とのこと。
- ・ RBI( インド準備銀行) の HP 2 件の複数回答。
- ・ インド税関、歳入庁の HP。
- ・ MOF( 財務省) の HP。
- ・ CII( インド工業連盟) の HP。
- ・ ICSI( インド会社秘書役協会) の HP。
- ・ ICAI( インド勅許会計士協会) の HP。
- ・ 官報のページ(egazette.nic.in/)。
- ・ 「社内スタッフ、契約している会計会社経由で、対応の必要性を確認する」とのコメントあり。

< その他の HP >

- ・ 弁護士事務所(2件)、会計事務所(2件)、コンサルタント、の HP。
- ・ インドの大手新聞社系 WEB ニュースのリンク。

< ニュースレター、メールマガジンから情報を得る。 >

- |                          |           |
|--------------------------|-----------|
| ・ 会計事務所系のもの。             | 13件の複数回答。 |
| ・ 弁護士事務所のもの。             | 9件の複数回答。  |
| ・ 会計事務所のもの。              | 7件の複数回答。  |
| ・ NNA( 共同通信グループの有料紙)のもの。 | 3件の複数回答。  |
| ・ 日系の銀行のもの。              | 2件の複数回答。  |
| ・ コンサルタントのもの。            | 2件の複数回答。  |
| ・ CII( インド工業連盟)のもの。      |           |
| ・ ICSI( インド会社秘書役協会)のもの。  |           |
| ・ ICAI( インド勅許会計士協会)のもの。  |           |

その他のコメントとして、会計会社の名前としては EY が、法律事務所の名前としては KNM Partners が挙げられていた。また、配信元として、ジャパンデスクを構える各法律事務所や会計事務所、コンサルタント事務所から(日本人担当者から)との指摘が 2件あった。

ニュースレター等をもとに、「最終判断は社内のインド人法務経理担当者が、インドの法律事務所やコンサルタントと相談・ヒアリングして判断している」とのコメントあり。

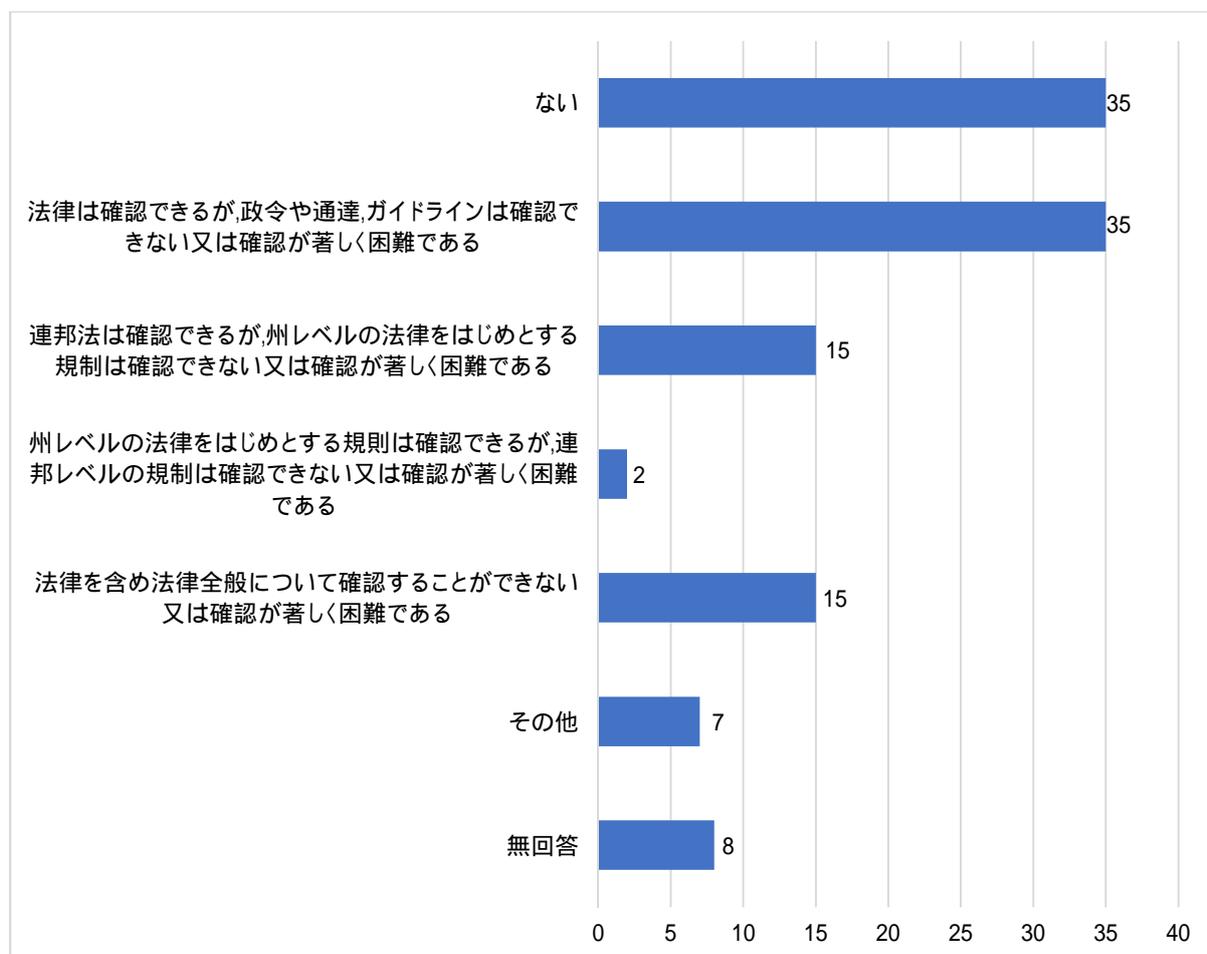
「名刺交換した専門家から不定期配信されてくる」とのコメントあり。

「日本人の友人から転送されてきた会計事務所等のメールマガジンには目を通す(ビザ水準の給与の最低額などの確認)」とのコメントあり。

< その他 >

- ・ 本社の法務部に確認する。
- ・ 他社からの情報収集。
- ・ 雇用している社内弁護士に確認をさせている。
- ・ 社内の業務担当者に確認する。
- ・ 「日本人弁護士がいれば相談したい」とのコメントあり。
- ・ 「各分野での法令のアップデート体制についてはどちらかというとインド人に依存していると感じており、体制の充実は課題であると個人的には捉えております」とのコメントあり。

## Q2-4-5 知りたい法令等の内容を確認できないことはありますか。(複数回答可)



|  |    |
|--|----|
| ない   | 35 |
| 法律は確認できるが、政令や通達、ガイドラインは確認できない又は確認が著しく困難である           | 35 |
| 連邦法は確認できるが、州レベルの法律をはじめとする規制は確認できない又は確認が著しく困難である      | 15 |
| 州レベルの法律をはじめとする規則は確認できるが、連邦レベルの規制は確認できない又は確認が著しく困難である | 2  |
| 法律を含め法律全般について確認することができない又は確認が著しく困難である                | 15 |
| その他  | 7  |
| 無回答  | 8  |

## 回答に付されたコメント

## 【何を知るべきかの問題】

- ・ そもそもどの法律が自社に適用されるのか、判断がつかない。分かりにくい。
- ・ そもそも何を知るべきかを知ること自体が難しく、セミナーや、委託先の会計事務所からの配信情報を受身で得る以外の方法が見当たらない。得られる情報は上記か

らのみ。

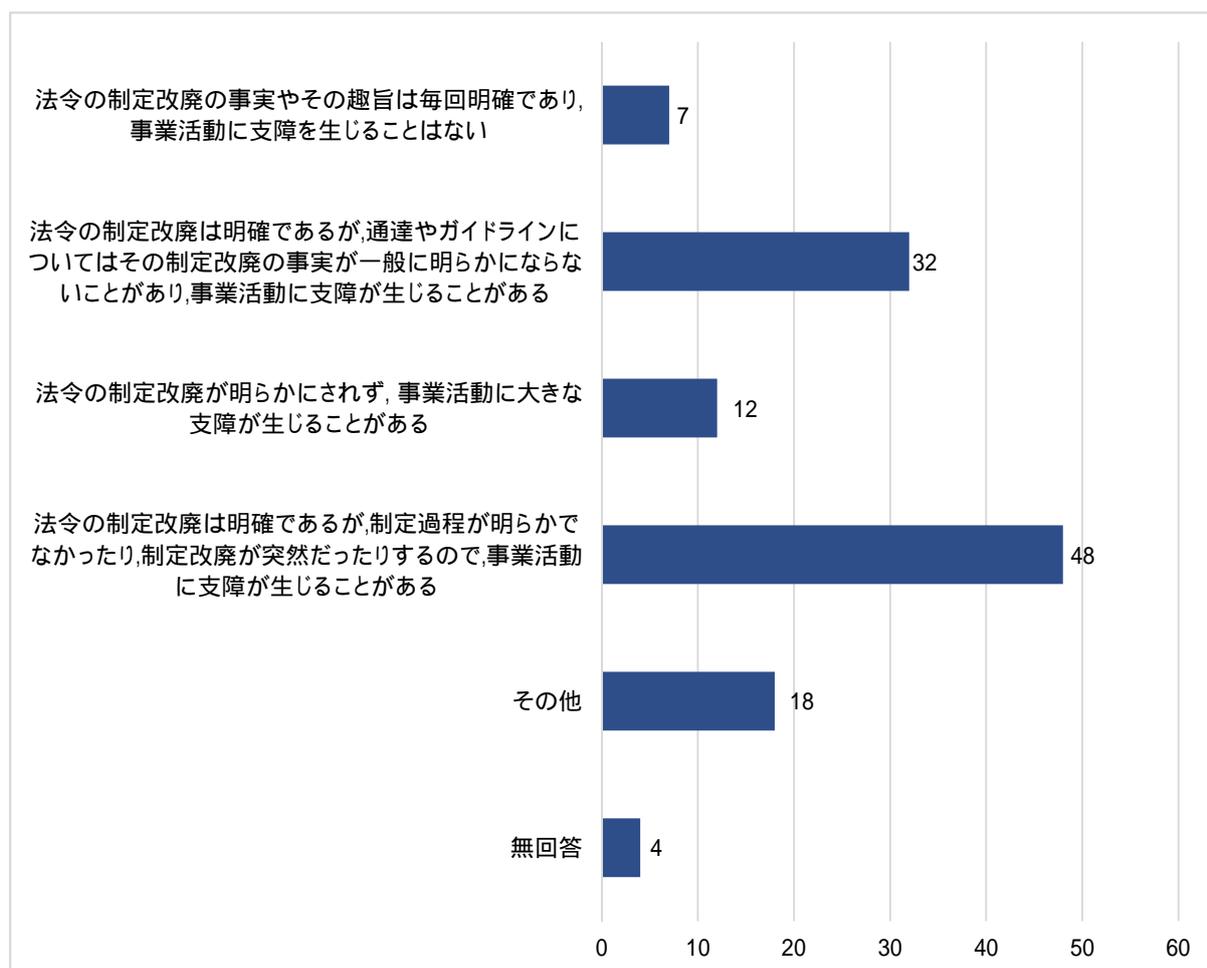
### 【法令の解釈、適用の問題】

- ・ 法令は確認できるが、法令自身の内容が曖昧である。
- ・ 法令が確認できても、意味が取れないことがある。
- ・ 連邦法、州法に限らず、法令自体は入手できた場合でも、細部や解釈が確認できない。
- ・ アクセスできるし内容もわかるが、どう適用されるかが全くそこからは読み取れない事案が時々ある。最近では Aadhaar Card が外国人に必要とは、法令上は読み取れないにも関わらず、結局、RBI の指示で取得することになった件や、破産法において NCLT 入りした場合にプロモーターが入札できないといったことが突然法律以外で大統領令？ ( Ordinance のこと) の様な形で公布されたりして、混乱した件があった。
- ・ GST (物品サービス税) に関しては、不明な点がクリアにならないことがある。
- ・ 確認先によって解釈が異なる場合がある。

### 【その他】

- ・ 州レベルの法律・規制について、確認が著しく困難とは言えないものの、多少時間を要することがある。
- ・ 「駐在員事務所」という事業形態に関する情報は非常に少ない。

## Q2-4-6 現地の法令等の法的安定性についてどうお考えですか。( 複数回答可)



|  |    |
|--|----|
| 法令の制定改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生じることがない                                 | 7  |
| 法令の制定改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことがあり、事業活動に支障が生じることがある | 32 |
| 法令の制定改廃が明らかにされず、事業活動に大きな支障が生じることがある                                      | 12 |
| 法令の制定改廃は明確であるが、制定過程が明らかでなかったり、制定改廃が突然だったりするので、事業活動に支障が生じることがある           | 48 |
| その他  | 18 |
| 無回答  | 4  |

## 回答に付されたコメント

## 【法令の施行等の問題】

- ・ 施行日が急すぎて、対応に苦慮する。 3件の複数回答。
- ・ 簡単に法令や通達を変えず。国としての問題と考えるが、きちんと固めてから発効し、一度発効したら簡単には変えないようにすべき。
- ・ BIS(Bureau of Indian Standard:インド工業規格)の規定等で、技術的に誤った設

定が旧版で生じており、技術関係者への多大なロビー活動等を通じてようやくその誤りを訂正してもらった。にもかかわらず、次の改訂でまた元に戻り、再び多大な労力をかけて修正活動をする必要が生じたりする。機関決定がなされてもその実行実務でそれがきちんと反映されない(あらゆる面で生じているインドの根本的な問題の一つ)が生じる例。

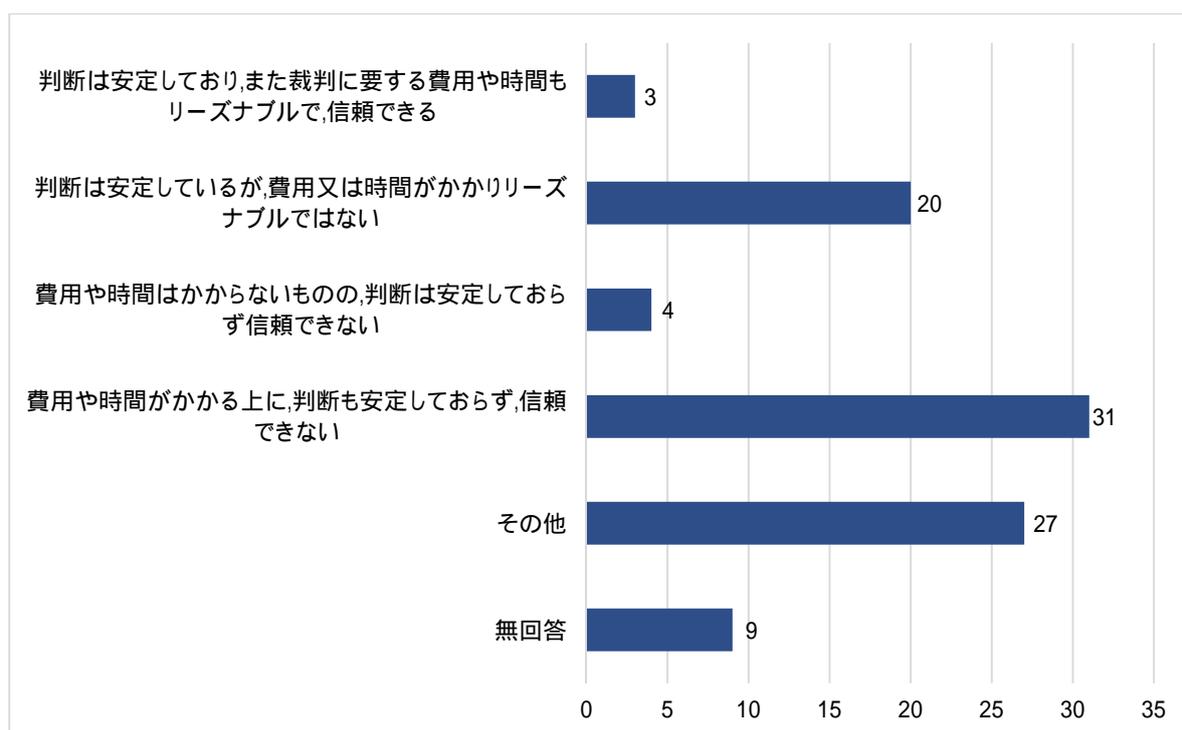
### 【解釈の不安定】

- ・ 法令はある程度明確であるが、担当官によって判断内容が異なることがあり事業活動に多少の影響が生じることがある。 2件の複数回答。
- ・ インドは判例主義であり、法令が出たのちもその解釈は変わっていく。
- ・ 明確でないというより、実際の運用がどうなるのか時間が経たないと判然としない。
- ・ Aadhaar 番号の必要性等、法令解釈が安定しないことが多々あり、過度に保守的な対応を取らざるを得ない状況が発生しています。

### 【その他実例など】

- ・ 例外は高額紙幣廃止令。実施日の数時間前に宣言された。
- ・ GST については、依然として討議されている部分もある。
- ・ 最初の法令と、その後に発行された官報の内容が矛盾しており、対応に苦慮している。
- ・ 法律が、国際航空運送を考慮した作りとなっていない
- ・ なぜ、駐在員事務所なのに？(会社ではないのに)ということがあるが、明確な回答が日印どの機関からも回答を得られず、本社の理解を得るのに時間を要することがしばしばあった。
- ・ セミナー等で大卒の知見は得られており、実際に業務に支障を来たしたことは未だなし。

## Q2-4-7 現地の裁判制度についてどうお考えですか。(複数回答可)



|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 判断は安定しており,また裁判に要する費用や時間もリーズナブルで,信頼できる | 3  |
| 判断は安定しているが,費用又は時間がかかりリーズナブルではない       | 20 |
| 費用や時間はかからないものの,判断は安定しておらず信頼できない       | 4  |
| 費用や時間がかかる上に,判断も安定しておらず,信頼できない         | 31 |
| その他                                   | 27 |
| 無回答                                   | 9  |

## 回答に付されたコメント

## 【経験がない】

- ・ 裁判経験がないのでわからない。 14件の複数回答。

## 【よくわからない】

- ・ よくわからない。 4件の複数回答。

## 【時間がかかる】

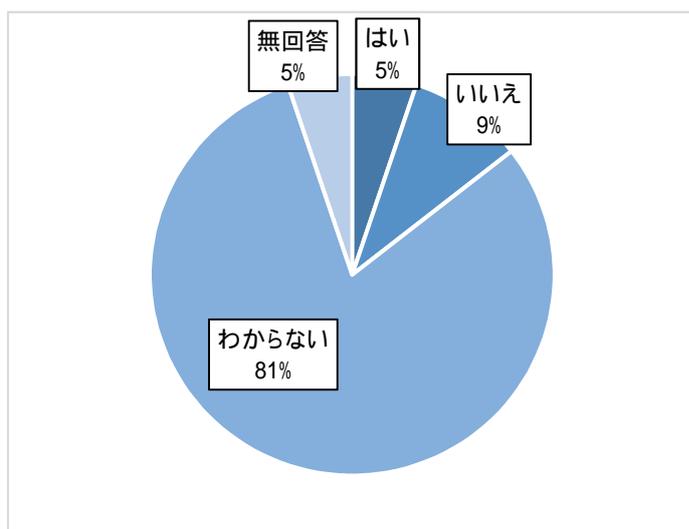
- ・ ケースによって費用、時間が異なる。
- ・ 時間がかかる。
- ・ 判断の安定性は何とも言えないが、裁判に要する時間が長いため、活用には消極的。
- ・ 判断は、インドネシアなど他アジア諸国に比べれば比較的公正な判断をされると言

われているが、大きな問題は裁判所・判事の抱える訴訟案件が膨大過ぎて、時間がかかりすぎること。

### 【その他】

- ・ 虚偽でも簡単に事件として登録され裁判沙汰になる。あるトラブルがあり、警察に被害届を出したところ、それに怒った相手方が虚偽内容を警察に届け出たところ、簡単に受理され我々が被疑者になるような事例があった。
- ・ 当社は経験がないが、鉄道業界の入札案件が進まず、事業計画を立てられない。これは他国も同様だがインドはその数が多いように感じる。納得できなければ裁判することが前提であり、インド政府は海外投資促進と言う割には、そのような実態に対して手当てする意識がないように感じる。

Q2-4-8 近時、インドでは、商事裁判所の設置、会社法審判所など専門的準司法機関の設置、仲裁法の改正など、紛争処理手続に関する制度改革を実施していますが、これらによって紛争処理の迅速化が実現されてきていると思いますか。



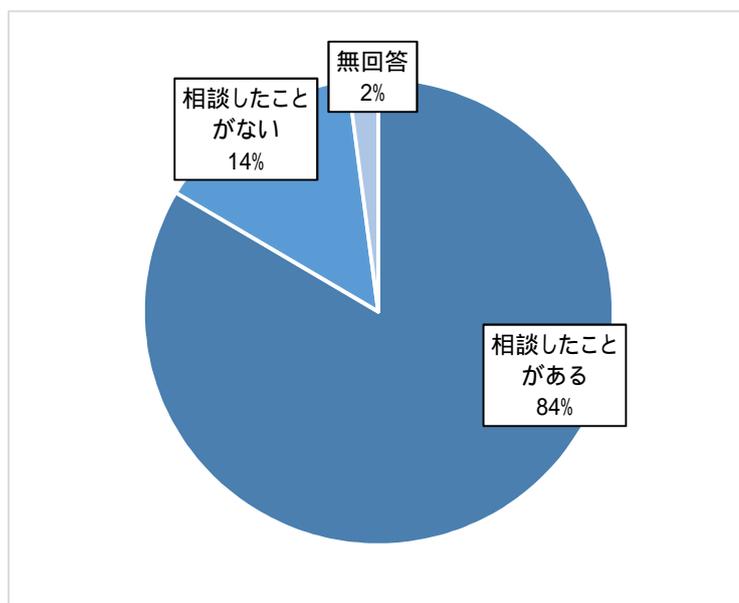
|       |    |     |
|-------|----|-----|
| はい    | 5  | 5%  |
| いいえ   | 9  | 9%  |
| わからない | 78 | 81% |
| 無回答   | 5  | 5%  |
| 計     | 97 |     |

#### 「はい」の回答に付されたコメント

- ・ 社内で意見を聞いたところ、全般的には改善している印象、との声が多い。
- ・ そのような改革が実施されていること自体、評価に値する。
- ・ 会社法審判所の設置・機能、及び破産倒産法の新設により、倒産手続が著しくスピードアップしている。
- ・ ランバクシーの件（日本の第一三共株式会社が損害賠償請求した仲裁事件）も、時間はかかったものの、それなりにしっかりした判断が下されていたり、またムンバイ仲裁所の活発化等、迅速化に向けての努力はなされているかと思えます。

### 3 相談先について

Q3 法的問題に直面した際、誰かに相談しましたか。



|           |    |     |
|-----------|----|-----|
| 相談したことがある | 81 | 84% |
| 相談したことがない | 14 | 14% |
| 無回答       | 2  | 2%  |
| 計         | 97 |     |

|  |    |
|--|----|
| 勤務先(日本の本社)   | 54 |
| 銀行・保険会社  | 23 |
| インドの政府機関・行政機関  | 34 |
| インド人弁護士(インド法律事務所に勤務する日本人を含む)                         | 63 |
| インド人会計士  | 43 |
| インド人コンサルタント  | 38 |
| 会社秘書役  | 25 |
| 日本大使館・領事館  | 10 |
| 現地 JETRO 事務所   | 12 |
| DIPP のジャパン・プラス                                       | 1  |
| 日本人弁護士(インドに滞在する方)                                    | 18 |
| 日本人弁護士(日本や他国(例えばシンガポールなど)に滞在する方(出張ベースで訪印している弁護士を含む)) | 9  |
| インドにいる日本人の会計士やコンサルタント                                | 29 |
| インドの法律事務所や会計事務所に勤務する日本人                              | 19 |
| その他  | 4  |
| 無回答  | 2  |

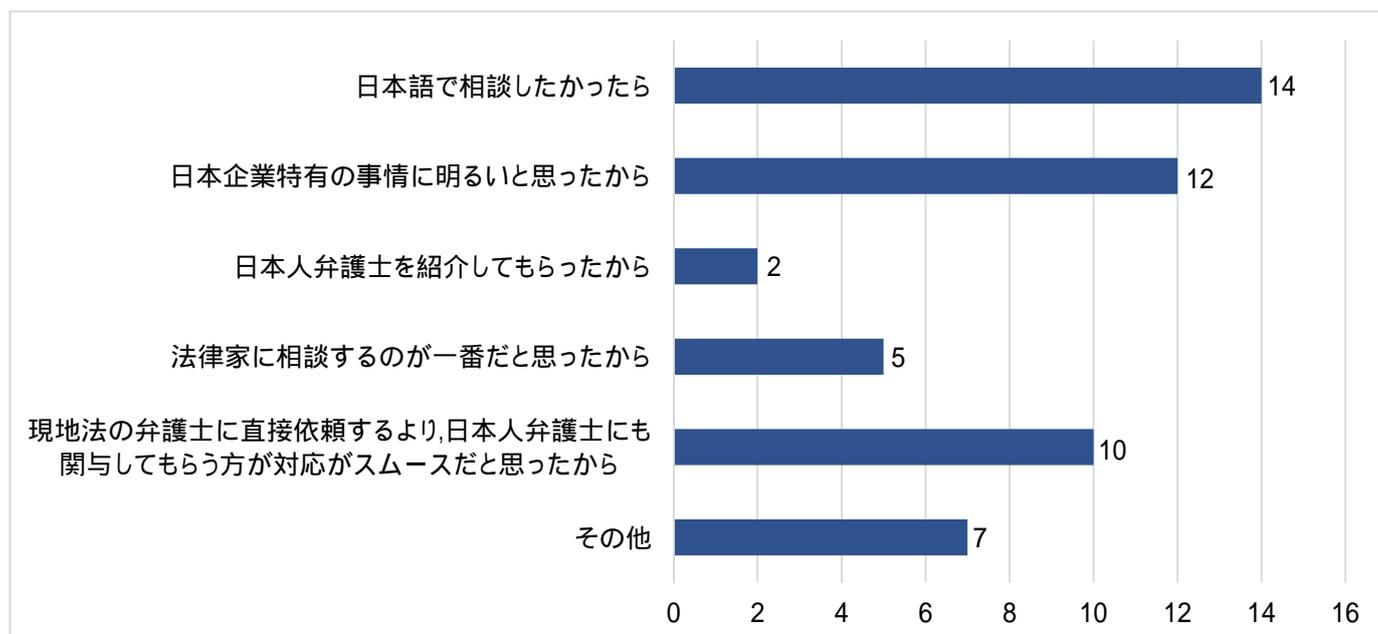
#### 「その他」の回答

- ・ まず、社内のインド人法務経理担当者と相談して、外部の誰に相談するか決める。
- ・ インド外に在住する、インド案件に対応した経験のある外国人弁護士に相談する。
- ・ 社内弁護士に相談する。

#### 4 日本人弁護士の活用の有無について

Q3で「日本人弁護士」に相談したことがあると回答された方にお尋ねします。

Q4-1 なぜ、日本人弁護士に相談されたのでしょうか。(複数回答可)

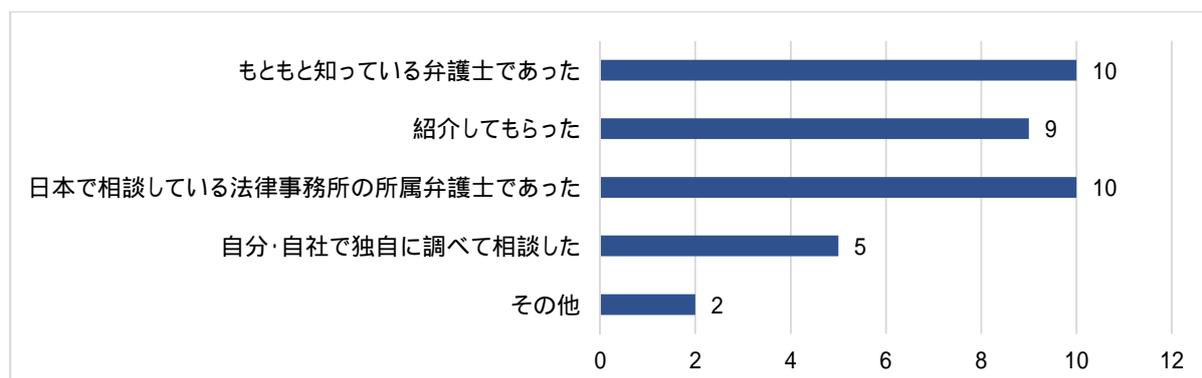


|   |    |
|---|----|
| 日本語で相談したかったら                                      | 14 |
| 日本企業特有の事情に明るいと思ったから                               | 12 |
| 日本人弁護士を紹介してもらったから                                 | 2  |
| 法律家に相談するのが一番だと思ったから                               | 5  |
| 現地法の弁護士に直接依頼するより、日本人弁護士にも関与してもらおう方が対応がスムーズだと思ったから | 10 |
| その他   | 7  |

#### 「その他」の回答

- ・ 重要案件についてのセカンドオピニオンとして。 4件の複数回答。
- ・ 日本本社に説明する際に日本人弁護士の意見がある方が説得性が増すと考えたから。 2件の複数回答。
- ・ 本社で顧問契約をしている弁護士だったので。
- ・ 従前より業務を依頼する関係にあったので。

## Q4-2 相談した日本人弁護士は、どのようにして知りましたか。( 複数回答可)

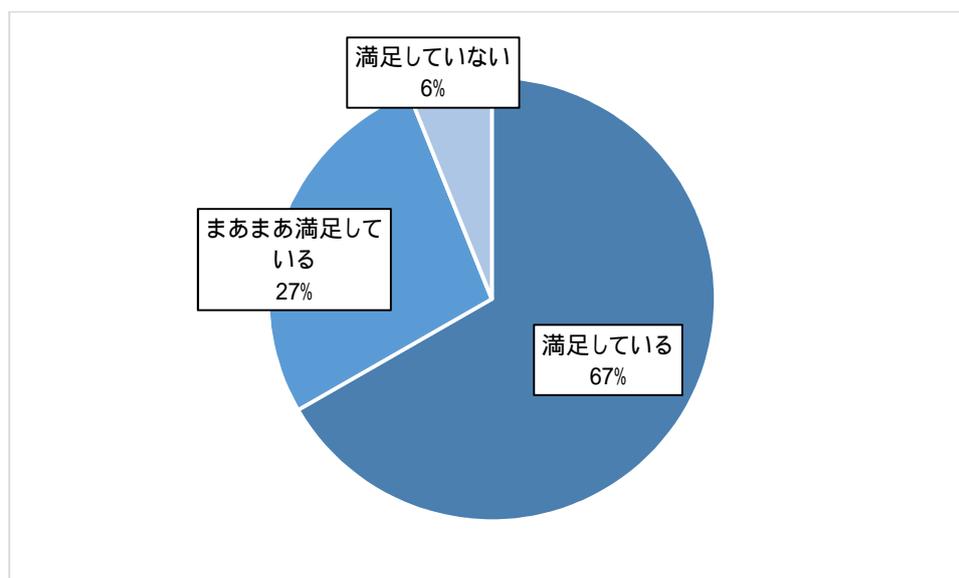


|                          |    |
|--------------------------|----|
| もともと知っている弁護士であった         | 10 |
| 紹介してもらった                 | 9  |
| 日本で相談している法律事務所の所属弁護士であった | 10 |
| 自分・自社で独自に調べて相談した         | 5  |
| その他                      | 2  |

## 具体的回答内容

- ・ JETRO からの紹介 3件の複数回答。
- ・ その弁護士事務所からのセールスコール。 3件の複数回答。
- ・ 現地での会食を通じての友人関係による。 3件の複数回答。
- ・ その弁護士事務所が JCCII( インド日本商工会) 会員会社で、同会の行事で知り合った。 2件の複数回答。
- ・ 勤務先(日本の本社)からの紹介。 2件の複数回答。
- ・ 前任者からの引き継ぎ。
- ・ 総領事館からの紹介。
- ・ 大学の同門会で知り合う。
- ・ シンガポールで行われた弁護士によるインドセミナーで知り合った。
- ・ インドに長く滞在している友人からの紹介。
- ・ 家内の友人である弁護士がインドに滞在していた。

Q4-3 日本人弁護士に相談した結果、満足していますか。



|            |    |     |
|------------|----|-----|
| 満足している     | 22 | 67% |
| まあまあ満足している | 9  | 27% |
| 満足していない    | 2  | 6%  |
| 計          | 33 |     |

「まあまあ満足している」「満足していない」と回答した方にお尋ねします。

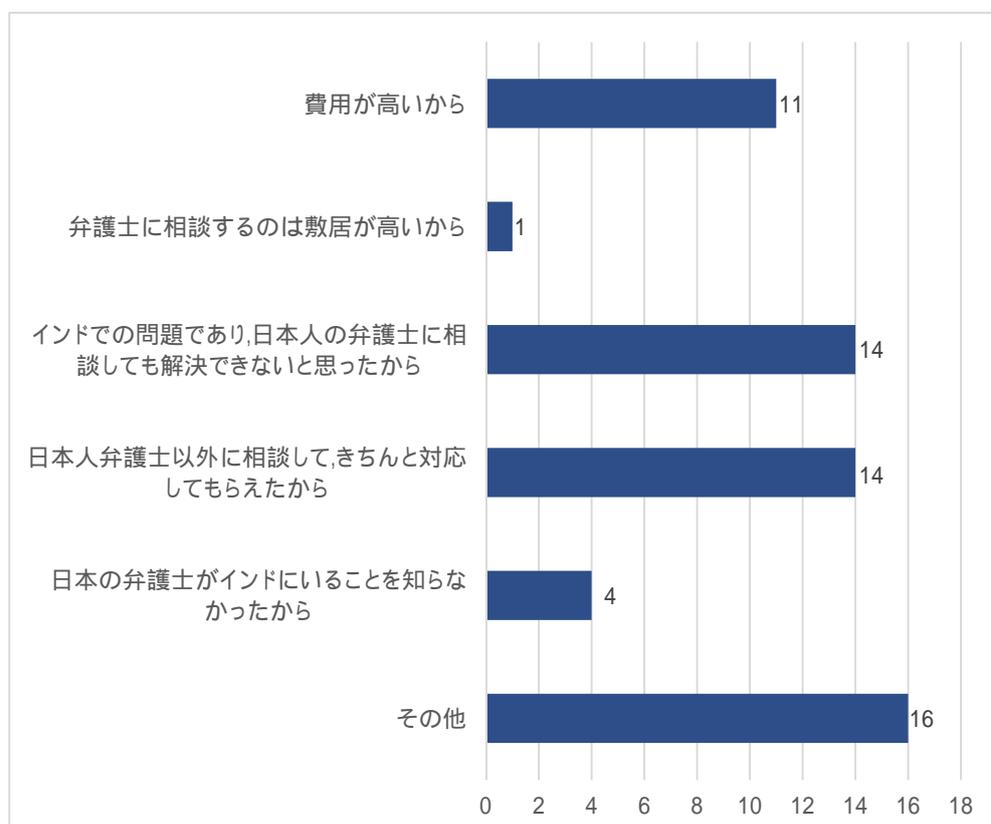
Q4-4 満足できない点があったのは、なぜでしょうか。

具体的回答内容

- ・ 日本人弁護士の判断で最終確定できるとは限らないため。
- ・ 費用の高さ。
- ・ どちらともいえる回答で判断に有効ではなかった。
- ・ インドの法律の細部までは、理解していないように感じる。
- ・ 専門分野外は対応不可(会社法、労働法は対応できなかった)
- ・ インドなので(解らないので)、金は払った方がいいという無難的発想であり、これではインド(人)に舐められても仕方ないと言ったら言い過ぎか。ちゃんと取り組めば支払う必要はないという結果を得られたのではと、感じている。
- ・ 弁護士によって差がある。
- ・ 現地の状況を知らない中での回答なので、仕方がないかとは思っている。

Q3で「日本人弁護士」に相談したことがあると回答されなかった方にお尋ねします。

Q4-5 日本人弁護士には、なぜ相談しなかったのでしょうか。(複数回答可)



|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 費用が高いから                              | 11 |
| 弁護士に相談するのは敷居が高いから                    | 1  |
| インドでの問題であり、日本人の弁護士に相談しても解決できないと思ったから | 14 |
| 日本人弁護士以外に相談して、きちんと対応してもらえたから         | 14 |
| 日本の弁護士がインドにいることを知らなかったから             | 4  |
| その他                                  | 16 |

### 「その他」の回答

#### 【社内体制(法務担当はインド人)】

- ・ 社の法務・リスク担当がインド人であることから、ルーティン業務ではインド人同士で解決している。現状、日本人弁護士に相談する事象は発生していない。  
6件の類似複数回答。
- ・ 社内に弁護士資格のあるインド人がいるので。(なお、セカンドオピニオンの日本人弁護士に確認することはあり。)
- ・ 法的問題はインド人スタッフの会社秘書役が対応しているため。
- ・ ビジネスパートナーが日本語も堪能なインド人で、基本的には彼に任せているので。

**【資格・有用性】**

- ・ インドの国内は、日本人弁護士は弁護士としての資格がないため、特に必要性はない。
- ・ その日本人弁護士のインドでの弁護士資格の有無が確認できない。
- ・ 実際の案件や実態について熟知しているのは現地の弁護士と考えているから。
- ・ インドの事案ゆえ、日本人弁護士である必要が無いと判断。
- ・ そもそも日本人弁護士も日本人クライアントから話しを聞いた後に、インド人弁護士に聞いている実態があるから。

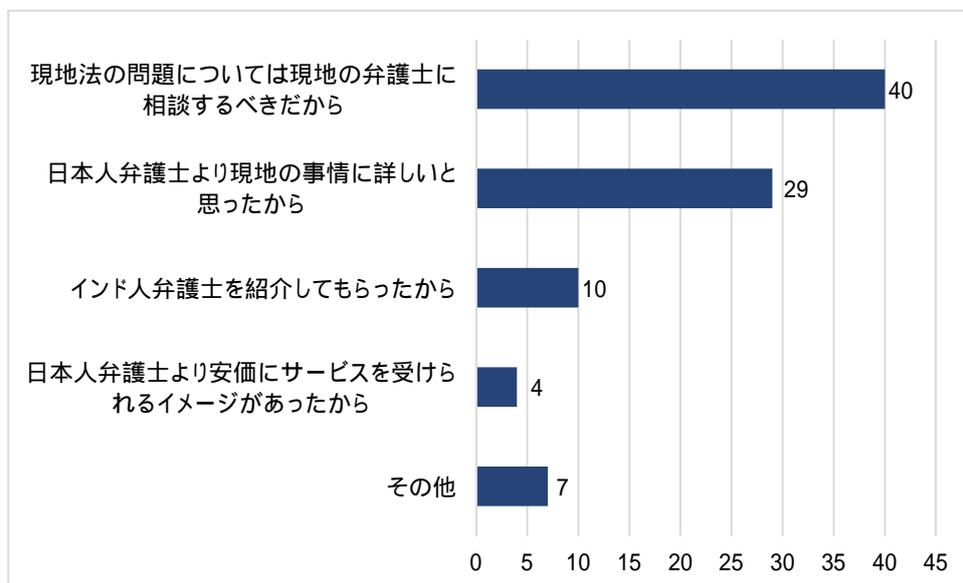
**【その他】**

- ・ 知っている日本人弁護士がいないから。
- ・ 僻地に会社が有り、日本人弁護士が滞在・訪問しているデリー・ムンバイから距離が有るため。
- ・ 従前からのインド人弁護士との関係性により。
- ・ 法的問題に直面したというより、これはインドで法的に OK か程度の相談なので、インドの方が早いと思った。

## 5 インド人弁護士の活用の有無について

Q3で「インド人弁護士」に相談したことがあると回答した方にお尋ねします。

Q5-1 なぜ、インド人弁護士に相談したのでしょうか。(複数回答可)

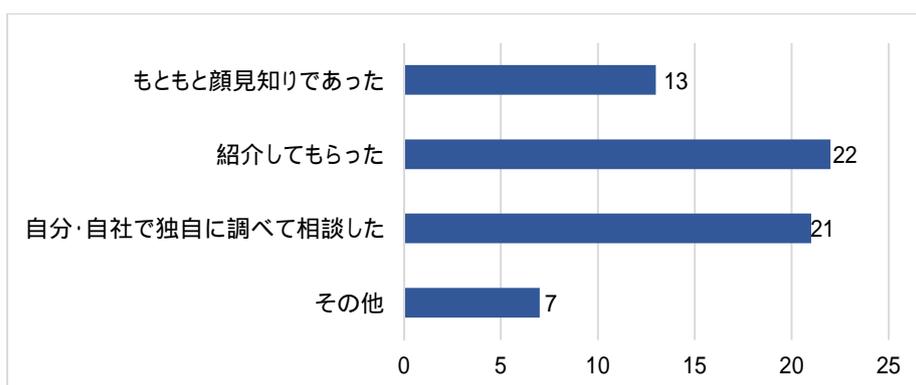


|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 現地法の問題については現地の弁護士に相談すべきだから      | 40 |
| 日本人弁護士より現地の事情に詳しいと思ったから         | 29 |
| インド人弁護士を紹介してもらったから              | 10 |
| 日本人弁護士より安価にサービスを受けられるイメージがあったから | 4  |
| その他                             | 7  |

### 「その他」の回答

- ・ 社の法務担当がインド人で、インド人同士で進めている。
- ・ 法的問題はインド人スタッフ(会社秘書役)が対応しているため。
- ・ 会社が顧問契約を締結しているため。
- ・ 日本の本社からの紹介・推薦。
- ・ 長年の付き合いから(長らく係争中の案件等)。
- ・ 日本人弁護士から納得のいく回答が得られなかったから。
- ・ 僻地のため日本人弁護士に相談できないから。

## Q5-2 相談した弁護士は、どのようにして知りましたか。( 複数回答可)



|                  |    |
|------------------|----|
| もともと顔見知りであった     | 13 |
| 紹介してもらった         | 22 |
| 自分・自社で独自に調べて相談した | 21 |
| その他              | 7  |

## 回答に付されたコメント

## &lt; もともと顔見知りであった。 &gt;

- ・ 現地法人と長期にわたる関係のある弁護士だった。 6件の複数回答。
- ・ 社内弁護士として採用した弁護士。 3件の複数回答。
- ・ 私的に知人であった。 3件の複数回答。
- ・ 会社設立の際に利用した弁護士であった。

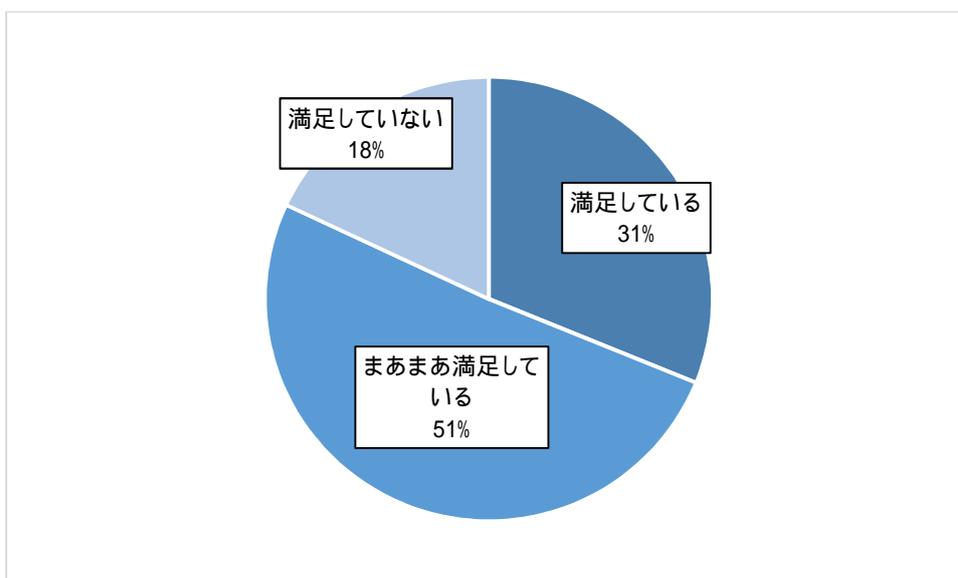
## &lt; 紹介してもらった。 &gt;

- ・ 現地会計事務所・会計コンサルタントから。 5件の複数回答。
- ・ 日本人弁護士から。 4件の複数回答。
- ・ インド人の友人から。 3件の複数回答。
- ・ 日本人の友人から。 3件の複数回答。
- ・ 当社監査担当の公認会計士から。
- ・ ビジネスアソシエイトから。
- ・ 勤務先(日本の本社)の紹介・推薦。
- ・ JETRO から。
- ・ インド人以外の外国人弁護士から。

## &lt; その他 &gt;

- ・ ローカル社員のネットワーク。 3件の複数回答。
- ・ 営業に来て知り合った。
- ・ 1人目は独自に調べたところその弁護士が詐欺行為をはたらいてこようとした。インド人の友人たちに相談したところ、相手が弁護士であれば制裁をしようとしても勝ち目はないので単に弁護士をかえろと言われ、2人目を紹介してもらった。

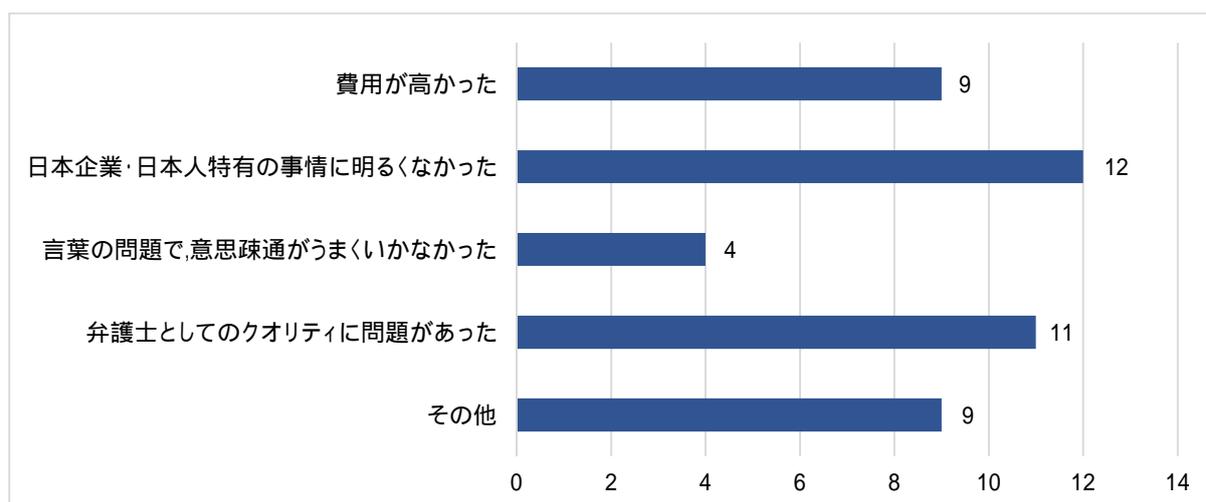
## Q5-3 インド人弁護士に相談してみた結果、満足していますか。



|            |    |     |
|------------|----|-----|
| 満足している     | 19 | 31% |
| まあまあ満足している | 31 | 51% |
| 満足していない    | 11 | 18% |
| 計          | 61 |     |

「まあまあ満足している」「満足していない」と回答した方にお尋ねします。

## Q5-4 満足できない点があったのは、なぜでしょうか。(複数回答可)



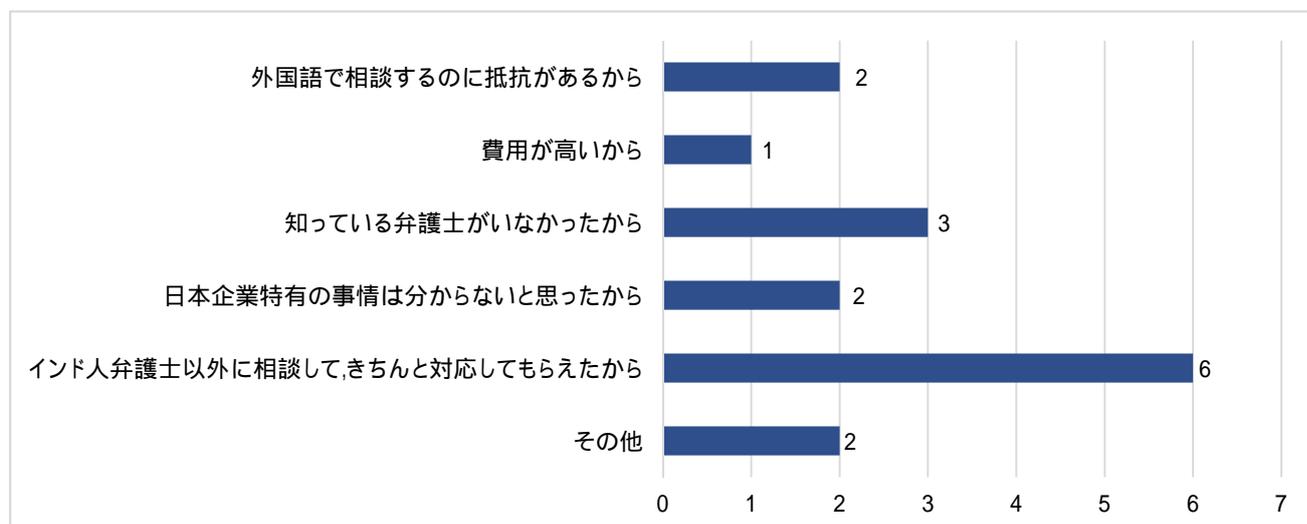
|                       |    |
|-----------------------|----|
| 費用が高かった               | 9  |
| 日本企業・日本人特有の事情に明るくなかった | 12 |
| 言葉の問題で、意思疎通がうまくいかなかった | 4  |
| 弁護士としてのクオリティに問題があった   | 11 |
| その他                   | 9  |

### 「その他」の回答

- ・ 表面的な解決であり、根本的な解決にはなり難い。根本的な考え方、参照情報などの弁護士の知識に関する事に関して、顧客が知識を増やすため、顧客が独自に解決していくようになる情報は出てこない。必要以上に教えるという考え方がないのかも知れない。
- ・ 最悪のケースを避けることができたが、最良の選択だったかに確信がない。
- ・ 必ずしも明確な回答は来ない。
- ・ いつも保守的な判断を下しがち。
- ・ 時間が合わない。
- ・ 判断に足りる回答ではなかった。
- ・ 合併に関して、想定内の回答しか得られず、自分の考えは正しかったか確信できなかった。
- ・ 進展が非常に遅い。
- ・ 案件の途中であり、まだ判断できない。

Q3で「インド人弁護士」に相談したことがあると回答されなかった方にお尋ねします。

Q5-5 なぜ、インド人弁護士に相談しなかったのでしょうか。(複数回答可)



|                               |   |
|-------------------------------|---|
| 外国語で相談するのに抵抗があるから             | 2 |
| 費用が高いから                       | 1 |
| 知っている弁護士がいなかったから              | 3 |
| 日本企業特有の事情は分からないと思ったから         | 2 |
| インド人弁護士以外に相談して、きちんと対応してもらえたから | 6 |
| その他                           | 2 |

#### 「その他」の回答

- ・ 現状、相談事項がない。 2件の複数回答。

## 6 公的機関(在外公館など)による支援について

Q3 で、「日本大使館・領事館」「現地 JETRO 事務所」「DIPP のジャパン・プラス」のいずれかに相談したことがある、と回答した方にお尋ねします。

Q6-1 なぜ、その機関に相談することを選択したのでしょうか。

### 具体的回答内容

#### 【日本の公的機関であるから】

- ・ 国の機関であるから。
- ・ 最も身近な日本の公的機関だから。
- ・ 日本語で相談できるから。
- ・ 日本人が駐在し、質問に対する適切な回答が得られると考えたため。(JETRO について。)

#### 【経験豊富、情報があるなど】

- ・ 各分野の専門家から支援が受けられると考えたから。
- ・ 日本企業の投資後の対応について、経験豊富と思われたため。
- ・ 現地 JETRO が最も情報を持っていると考えたため。

#### 【国レベルであることの必要性から】

- ・ 国レベルでの協議が必要な問題であったため。
- ・ 法的な解決方法のほかに、インド政治・行政への働きかけからの解決を探るため。
- ・ 日本政府関係の問題であったから。
- ・ 大使館と共有すべき事案だと判断したため。
- ・ 大使館からインド政府へ働きかけてもらうことが有効と判断したため。
- ・ VISA に関する相談だったので。
- ・ 在留邦人のトラブルに際してはサポートしてくれると思っていたから。

#### 【紹介】

- ・ 前任者の紹介。
- ・ 日本の親会社からの紹介。

#### 【その他】

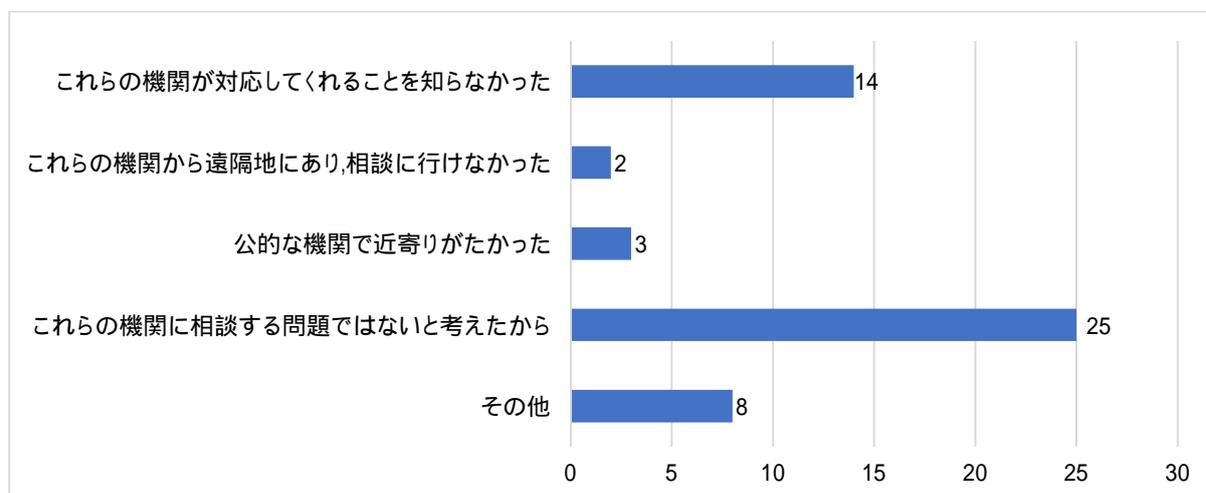
- ・ 当社に問題に関する専門人材がない事=他の相談先が解らない。
- ・ 安倍政権がインド友好を掲げている背景の政府機関であるから。

- ・ 弊社直接ではなく、グループ内で生じた労働問題で、かつ外部から過激な労働組合の介入があり、日本人駐在員の身辺に危険が及ぶ可能性があったため、まず安全確保の観点から総領事館の警備担当官に相談したケース。同じく弊社直接ではなく日本からの出資会社に関して問題が複雑化したことがあり、他社事例を必要としたケースは、JETROに相談。
- ・ 現地法人開設にあたり、種々アドバイスをいただくため。
- ・ 大使館で時々仕事補助をしているので、その際に雑談程度で相談する。そうでなければこの選択肢のいずれも、相談できることを知らなかった。
- ・ JETROに相談した。しかし、対応先送りにされた感がある。(大手メーカーから優先?)

Q3 で、これらの機関に相談したことがあると回答されなかった方にお尋ねします。

Q6-2 これらの機関に相談されなかった理由はどのようなものでしょうか。

( 複数回答可)



|                          |    |
|--------------------------|----|
| これらの機関が対応してくれることを知らなかった  | 14 |
| これらの機関から遠隔地にあり,相談に行けなかった | 2  |
| 公的な機関で近寄りがたかった           | 3  |
| これらの機関に相談する問題ではないと考えたから  | 25 |
| その他                      | 8  |

「その他」を含めて回答に付されたコメント

#### 【相談事項がない】

- ・ 現状、相談事項がないため。 2件の複数回答。

#### 【必要性を感じない】

- ・ 現状は社内のインド人弁護士に相談することで足りている。
- ・ 法的問題はインド人スタッフ(会社秘書役)が対応しているため。
- ・ 会計コンサルやそこに所属するリーガル担当インド人で対応可能と考えたから。そして、実際、特に問題なく解決出来た。
- ・ 適切な現地のプロフェッショナルの存在がある。

#### 【その他】

- ・ そのようなケースに直面したら相談する用意がある。
- ・ 相談窓口として思いつかなかった。
- ・ 遠隔地の為。
- ・ 日本の公的機関がインドに関する問題に、責任をもったアドバイスができるとは思えないと考えているため。

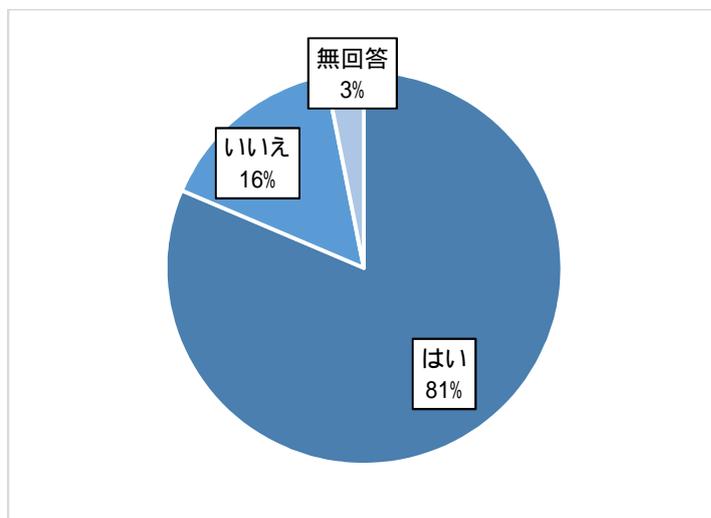
- ・ 政府機関とはいえ(やはり)人により、親身な方もいれば、おざなりと思える方もいる。後者については、一例として、「インドなので、ご理解下さい」と言われる。
- ・ 私企業の個別案件だから。
- ・ これら機関に相談すべき問題の大きさなのか判断がつかない。

**その時の問題(これらの機関に相談する問題ではないと考えたときの問題) >**

- ・ 前任者が帰国時にメイドから多くの退職金の請求を受けた。
- ・ 業界特有のサービス税(GST)の課税について。
- ・ 訴訟案件。

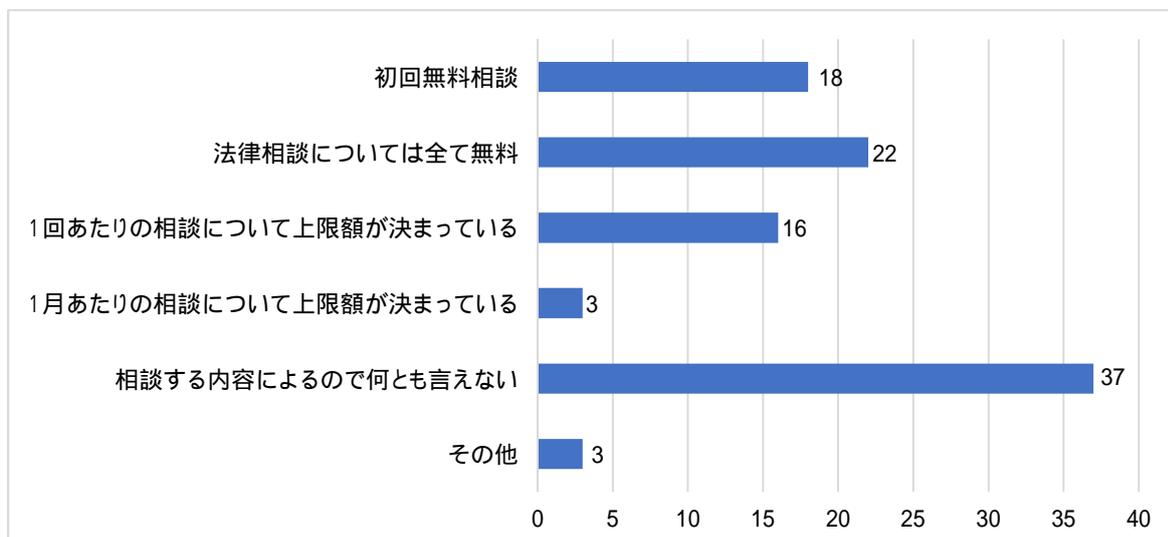
## 7 日本人弁護士へのアクセスについて

Q7-1 日本人弁護士に現地で相談できる窓口があるなら、利用したいでしょうか。



|     |    |     |
|-----|----|-----|
| はい  | 79 | 81% |
| いいえ | 15 | 15% |
| 無回答 | 3  | 3%  |
| 計   | 97 |     |

Q7-2 もし利用したい場合、こういった料金体系を希望しますか。(複数回答可)



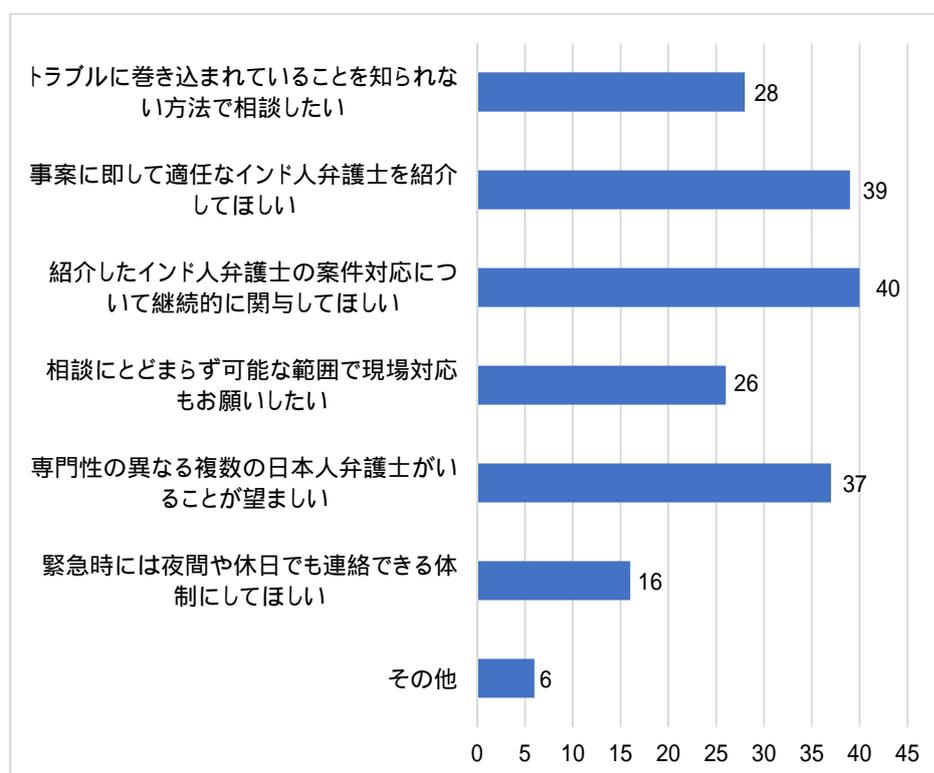
|                            |    |
|----------------------------|----|
| 初回無料相談                     | 18 |
| 法律相談については全て無料              | 22 |
| 1回あたりの相談について上限額が決ま<br>っている | 16 |
| 1月あたりの相談について上限額が決ま<br>っている | 3  |
| 相談する内容によるので何とも言えない         | 37 |
| その他                        | 3  |

### 「その他」の回答

- ・ 案件ごとに上限が定められているとよい。
- ・ 無料に越したことはないが、そうでなくても、料金体系が明確であれば良い。  
(但し、結果が、「インドなので、ご理解下さい」の場合は、無料。)
- ・ 急ぎの対応は割増料金にしてでも対応してくれる体制もあるといい。

### Q7-3 相談できる窓口にはどういった条件が整っていることを希望しますか。

( 複数回答可 )



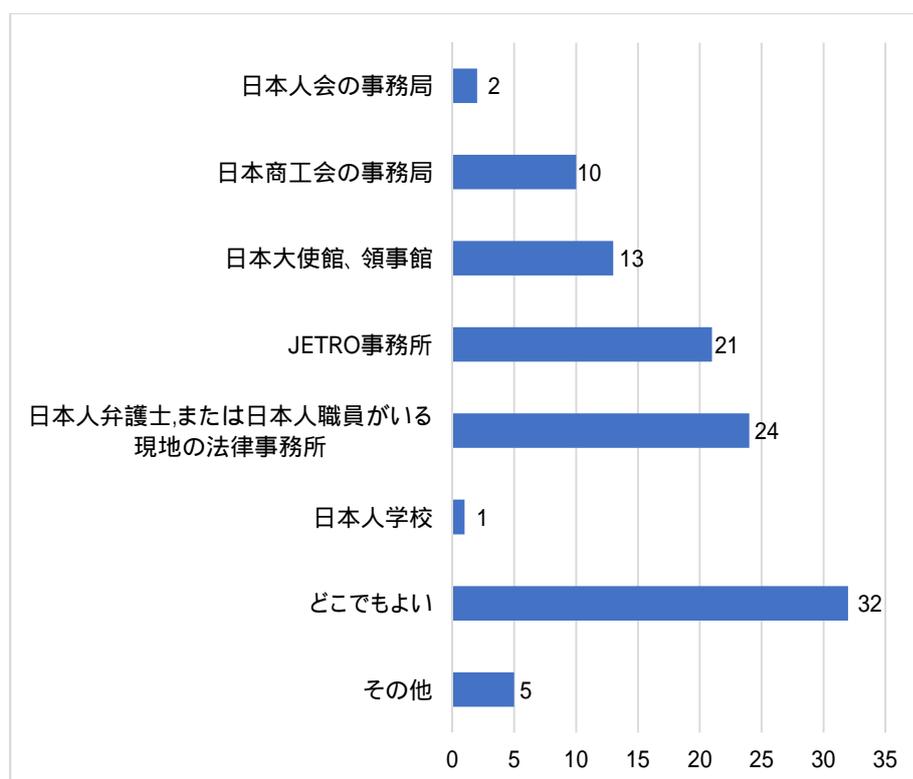
|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| トラブルに巻き込まれていることを知られない方法で相談したい   | 28 |
| 事案に即して適任なインド人弁護士を紹介してほしい        | 39 |
| 紹介したインド人弁護士の案件対応について継続的に関与してほしい | 40 |
| 相談にとどまらず可能な範囲で現場対応もお願いしたい       | 26 |
| 専門性の異なる複数の日本人弁護士がいることが望ましい      | 37 |
| 緊急時には夜間や休日でも連絡できる体制にしてほしい       | 16 |
| その他                             | 6  |

### 「その他」の回答

- ・ 主要三都市(デリー、ムンバイ、バンガロール or チェンナイ)でアクセスできる体制。
- ・ 日本に本部がある事務所だと、日本での対応と連携でき便利。
- ・ 有能であること。

- ・ 敷居が高くなく、フランクに相談できる方・環境が望ましい。
- ・ インドは独自色が濃くある為、少なくともインド在住(出来れば1年以上在住)の弁護士に相談したい。基本的に、インド在住ではない弁護士への相談は難しいと思う。
- ・ 「インドなので、」ではなく、インド政府機関から明確な回答を得ることができる体制。

Q7-4 利用したい場合、現地窓口がどのような場所にあると利用しやすいでしょうか。  
( 複数回答可)



|                            |    |
|----------------------------|----|
| 日本人会の事務局                   | 2  |
| 日本商工会の事務局                  | 10 |
| 日本大使館、領事館                  | 13 |
| JETRO 事務所                  | 21 |
| 日本人弁護士,または日本人職員がいる現地の法律事務所 | 24 |
| 日本人学校                      | 1  |
| どこでもよい                     | 32 |
| その他                        | 5  |

#### 「その他」の回答

- ・ 日本の法律事務所の現地事務所があるといい。
- ・ 省庁間の見えざる気遣いのない、日本政府としての窓口が望ましい。

- ・ プライバシーが守れる場所ならどこでもいい。
- ・ 決まった場所でないほうがよい。特に、一般の日本人がいる場所であれば、その後の噂を考えると行きづらい。日本人会、商工会、JETRO、学校は積極的にアウト。
- ・ 利用したいが、遠隔地の為、難しいと思慮。

Q7-5 窓口を利用したいと思わない場合、その理由を教えてください。

### 具体的回答内容

#### 【日本人弁護士以外の対応で足りている】

- ・ 現地人秘書が存在するため
- ・ 現在、法務関連の業務担当はインド人にて行われているため。
- ・ インド人弁護士で十分満足している。
- ・ 事業活動上必要な内容については、ローカルインド人法務スタッフを通じて確認することができるから。

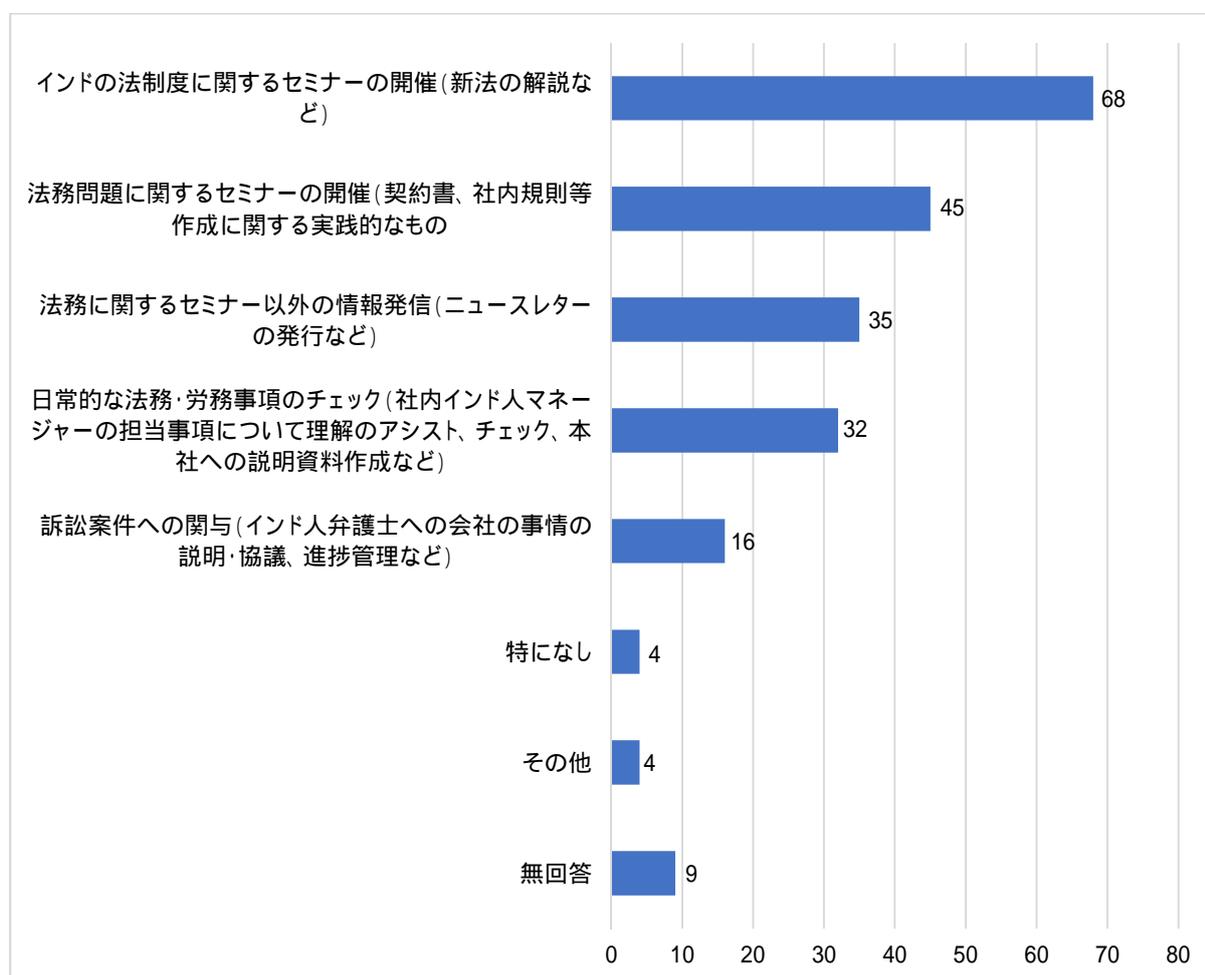
#### 【日本人弁護士である必要がない】

- ・ 日本人弁護士が付加価値をつけられるか疑問。
- ・ 日本人でなければならない理由がない
- ・ 基本的にインドの案件であること。法廷等での現場対応は難しいと思われる。
- ・ 実際にインド法廷に立てる弁護士で、インド法曹界に影響があるシニア級の人材が日本人にいたとは思えない。
- ・ 現地法の問題については現地の弁護士に相談するべきだから。

#### 【その他】

- ・ 現状は、さほど困っていないので。
- ・ 結局、インド人弁護士の紹介になるのであれば、直接コンタクトする方が早い。
- ・ 結局はインド現地法人から日本本社に相談するため。
- ・ 依頼の受任が大手企業や斬新な計画を持つ企業に偏りがちとなり、相談しづらい場合がある。「誰もが通る」企業の相談事項について、HP 等での Q&A 集の充実を望む。

Q7-6 法律相談以外の日本人弁護士によるインドでの活動として、利用してみたいと思うサービスにはどのようなものがありますか。(複数回答可)



|  |    |
|--|----|
| インドの法制度に関するセミナーの開催(新法の解説など)                                      | 68 |
| 法務問題に関するセミナーの開催(契約書、社内規則等作成に関する実践的なもの)                           | 45 |
| 法務に関するセミナー以外の情報発信(ニュースレターの発行など)                                  | 35 |
| 日常的な法務・労務事項のチェック(社内インド人マネージャーの担当事項について理解のアシスト、チェック、本社への説明資料作成など) | 32 |
| 訴訟案件への関与(インド人弁護士への会社の事情の説明・協議、進捗管理など)                            | 16 |
| 特になし   | 4  |
| その他  | 4  |
| 無回答  | 9  |

「その他」を含めた回答に付されたコメント

- ・ 社内の管理部門(インド人)が勉強する、知識を広めることができる場が少ないように見える。一見、セミナーなどを開催しているように見えるが、営業のためであり、インド人の弁護士の場合、根本的な考え方を教えることが極めて少なく感じる。

よい書籍がないのかも知れない。

- ・ 弊社のインド現地法人は駐在員(日本人)が 1 名のみで、マンパワーに限界があります。ちょっとした相談事から万が一の訴訟対応まで、幅広く、的確・迅速に対応いただけるようなサービスがあれば、大変有り難いです。
- ・ 専門分野に関して詳しいインド人弁護士、法律事務所の紹介。
- ・ セミナー等あれば積極的に参加したい。
- ・ 選択肢のサービスは、全て利用してみたいが、他機関とかぶらない内容にすべきであり、反面、民間では自称も含め法律相談を謳う企業も多く、その交通整理・連携等が必要と思われる。

# 法務省による在外日本企業向けアンケート（インド）

## 2017 年度実施

各ボックスのチェックは、この「」をコピーして、該当の選択肢の左の  の上にペー  
ストして下さい。

### 1 貴社について

Q1-1 事業形態を教えてください。

日本企業単独で進出して事業所を構えている。

現地企業と合弁会社を設立して事業所を構えている。

独自の事業所はなく、現地企業に委託して事業を行わせている。

その他

Q1-2 現地に事業所を構えている場合、その事業所の性質を教えてください。

法人格のない事業者

インド会社法に基づく会社

インド LLP 法に基づく LLP

日本企業の支店

日本企業の駐在員事務所

日本企業のプロジェクトオフィス

その他

Q1-3 事業所に従業員（アルバイト等を含む）は何名いますか。

5 名以下

6 名以上 20 名以下

21 名以上 50 名以下

51 名以上 100 名以下

101 名以上

Q1-4 事業所に日本人は何人いますか。

ご記入下さい  名

Q1-5 資本金（支店等に対する資本金相当の投資を含む。）の額はいくらですか（日本円換算による概算）。

100 万円以下

100 万円超 1000 万円以下

1000 万円超 5000 万円以下

5000 万円超 1 億円以下

1 億円超

## 2 法的問題の実情について

### Q2-1 税務について

Q2-1-1 事業者としての納税において、税務当局から、申告した金額を否定され、増額された金額の納付を命じられたことはありますか。

はい                      いいえ

Q2-1-2 Q2-1-1で「はい」と回答いただいた方にお尋ねします。

税務当局からの指摘に対し、どのように対応され、また結果的にどのような結論になりましたか。

指示を争わず、税務当局に指示された金額を支払った。

税務当局と協議し、結果的に、当初指示された金額を支払った。

税務当局と協議し、結果的に、合意（妥協）した金額を支払った。

訴訟など紛争解決手続で争い、結果的に当方の言い分が認められた。

訴訟など紛争解決手続で争い、結果的に当方の言い分が否定された。

Q2-1-3 同じく、Q2-1-1で「はい」と回答いただいた方にお尋ねします。

税務当局からの指摘は、どのような問題に関するものでしたか。

移転価格税制          経費認定          P E 認定

上記いずれかに該当する場合、その内容を簡潔にご記載願います。

その他

### Q2-2 労働問題について

Q2-2-1 事業所において、労働問題が発生したことはありますか。

はい                      いいえ

Q2-2-2 Q2-2-1で「はい」と回答いただいた方にお尋ねします。

具体的には、どのような問題が発生しましたか。

ストライキなどの集団的労使紛争、または暴動

解雇に関する争い

休暇に関する争い

昇給など給与に関する争い

セクシャルハラスメントの申告

パワーハラスメントの申告

その他

Q2-3 汚職について

Q2-3-1 インドで業務を行う中で、インド政府（州政府を含む）の職員から、本来支払う必要のない金銭の支払等、何らかの利益の供与を求められたことはありますか。

はい            いいえ

Q2-3-2 Q2-3-1で「はい」と回答いただいた方にお尋ねします。

どのような局面で誰にどのような要求を受けたか、差し支えない範囲でお答えください。

Q2-4 様々な法的問題について

Q2-4-1 Q2-1,2,3以外の、インドで直面した法的問題の 카테고리について、教えてください。該当する分野に、すべてチェックを入れて下さい。

|                |                |       |      |
|----------------|----------------|-------|------|
| 起業・投資          | 取引（契約書の争いなど）   | 土地の取得 | 債権回収 |
| 許認可取得          | 知財問題（模倣品など）    | 撤退    |      |
| 関税（アンチダンピングなど） | 社内不祥事（社員の横領など） |       |      |
| その他            |                |       |      |

Q2-4-2 Q2-4-1でチェックを入られた法的問題について、恐れ入りますが、具体的なトラブルの状況について、できる限り詳細に記載して下さい。



Q2-4-3 事業を遂行する上で、よく参照する法令、継続的なチェックが必要だと認識されている規制には、どのようなものがありますか。

民法（財産法、債権法、契約法）

会社法

消費者保護法

労働法

知的財産法（特許法、著作権法、商標法など）

競争法

投資関係法令

税法

環境法

破産法

刑事法

最高裁判所の判決

その他

Q2-4-4 Q2-4-3 で回答された法令・規制などにはどのようにアクセスしていますか。  
（複数の場合は全てにチェックをしてください。）

政府、行政機関、裁判所など公的機関のホームページを参照する。

具体的には、

その他のホームページを参照する。

具体的には、

ニュースレター、メールマガジンから情報を得る。

具体的には、

公刊されている法律集や法律書を参照する。

現地政府、行政機関に直接聞く。

在外公館やJETRO 窓口に尋ねる。

インド人の弁護士に聞く。

インドの会社秘書役に聞く。

インド人の会計士やコンサルタントに聞く。

インドにいる日本人の弁護士に聞く。

上記以外の日本人の弁護士に聞く。（日本や他国（例えばシンガポールなど）にいる  
弁護士、出張ベースで訪印している弁護士など）

インドにいる日本人の会計士やコンサルタント、インドの法律事務所や会計事務所に  
勤務する日本人に聞く。

アクセスする方法がない。

その他

**Q2-4-5 知りたい法令等の内容を確認できないことはありますか。（複数回答可）**

ない。

法律は確認できるが、政令や通達、ガイドラインは確認できない又は確認が著しく困難である。

連邦法は確認できるが、州レベルの法律をはじめとする規制は確認できない又は確認が著しく困難である。

州レベルの法律をはじめとする規制は確認できるが、連邦レベルの規制は確認できない又は確認が著しく困難である。

法律を含め法令全般について確認することができない又は確認が著しく困難である。

その他

**Q2-4-6 現地の法令等の法的安定性についてどうお考えですか。（複数回答可）**

法令の制定改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生じることはない。

法令の制定改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことがあり、事業活動に支障が生じることがある。

法令の制定改廃が明らかにされず、事業活動に大きな支障が生じることがある。

法令の制定改廃は明確であるが、制定過程が明らかでなかったり、制定改廃が突然だったりするので、事業活動に支障が生じることがある。

その他

**Q2-4-7 現地の裁判制度についてどうお考えですか。**

判断は安定しており、また裁判に要する費用や時間もリーズナブルで、信頼できる。

判断は安定しているが、費用又は時間がかかりリーズナブルではない。

費用や時間はかからないものの、判断は安定しておらず信頼できない。

費用や時間がかかる上に、判断も安定しておらず、信頼できない。

その他

**Q2-4-8 近時、インドでは、商事裁判所の設置、会社法審判所など専門的準司法機関の設置、仲裁法の改正など、紛争処理手続に関する制度改革を実施していますが、これらによって紛争処理の迅速化が実現されてきていると思いますか。**

はい            いいえ            わからない

「はい」の場合、実感されている変化について具体的に教えてください。

### 3 相談先について

Q3 法的問題に直面した際、誰かに相談しましたか。

相談したことが  ある  ない

「ある」の場合、相談された先にチェックを入れてください。

(複数の場合は全てにチェックを入れてください。)

勤務先(日本の本社)

銀行・保険会社

インドの政府機関・行政機関

インド人弁護士(インド法律事務所に勤務する日本人を含む)

インド人会計士

インド人コンサルタント

会社秘書役

日本大使館・領事館

現地 JETRO 事務所

DIPP のジャパン・プラス

日本人弁護士(インドに滞在する方)

日本人弁護士(日本や他国(例えばシンガポールなど)に滞在する方(出張ベースで訪印している弁護士を含む))

インドにいる日本人の会計士やコンサルタント

インドの法律事務所や会計事務所に勤務する日本人

その他

### 4 日本人弁護士の活用の有無について

Q3 で「日本人弁護士」に相談したことがあると回答された方にお尋ねします。

Q4-1 なぜ、日本人弁護士に相談されたのでしょうか。

日本語で相談したかったから。

日本企業特有の事情に明るいと思ったから。

日本人弁護士を紹介してもらったから。

法律家に相談するのが一番だと思ったから。

現地法の弁護士に直接依頼するより、日本法弁護士にも関与してもらう方が対応がスムーズだと思ったから。

その他

Q4-2 相談した日本人弁護士は、どのようにして知りましたか。

もともと知っている弁護士であった。

知った経緯は、

紹介してもらった。

紹介してくれたのは、

日本で相談している法律事務所の所属弁護士であった。

自分・自社で独自に調べて相談した。

その他

Q4-3 日本人弁護士に相談した結果、満足していますか。

満足している。

まあまあ満足している。

満足していない。

「まあまあ満足している」「満足していない」と回答した方にお尋ねします。

Q4-4 満足できない点があったのは、なぜでしょうか。

Q3で「日本人弁護士」に相談したことがあると回答されなかった方にお尋ねします。

Q4-5 日本人弁護士には、なぜ相談しなかったのでしょうか。

費用が高いから。

弁護士に相談するのは敷居が高いから。

インドでの問題であり、日本人の弁護士に相談しても解決できないと思ったから。

日本人弁護士以外に相談して、きちんと対応してもらえたから。

日本の弁護士がインドにいることを知らなかったから。

その他

## 5 インド人弁護士の活用の有無について

Q3で「インド人弁護士」に相談したことがあると回答した方にお尋ねします。

Q5-1 なぜ、インド人弁護士に相談したのでしょうか。

現地法の問題については現地の弁護士に相談するべきだから。

日本人弁護士より現地の事情に詳しいと思ったから。

インド人弁護士を紹介してもらったから。

日本人弁護士より安価にサービスを受けられるイメージがあったから。

その他

Q5-2 相談した弁護士は、どのようにして知りましたか。

もともと顔見知りであった。

知った経緯は、

紹介してもらった。

紹介してくれたのは、

自分・自社で独自に調べて相談した。

その他

Q5-3 インド人弁護士に相談してみた結果、満足していますか。

満足している。

まあまあ満足している。

満足していない。

「まあまあ満足している」「満足していない」と回答した方にお尋ねします。

Q5-4 満足できない点があったのは、なぜでしょうか。

費用が高かった。

日本企業・日本人特有の事情に明るくなかった。

言葉の問題で、意思疎通がうまくいかなかった。

弁護士としてのクオリティに問題があった。

その他

Q3 で「インド人弁護士」に相談したことがあると回答されなかった方にお尋ねします。

Q5-5 なぜ、インド人弁護士に相談しなかったのでしょうか。

外国語で相談するのに抵抗があるから。

費用が高いから。

知っている弁護士がいなかったから。

日本企業特有の事情はわからないと思ったから。

インド人弁護士以外に相談して、きちんと対応してもらえたから。

その他

## 6 公的機関（在外公館など）による支援について

Q3 で、「日本大使館・領事館」「現地 JETRO 事務所」「DIPP のジャパン・プラス」のいずれかに相談したことがある、と回答した方にお尋ねします。

Q6-1 なぜ、その機関に相談することを選択したのでしょうか。

Q3 で、これらの機関に相談したことがあると回答されなかった方にお尋ねします。

Q6-2 これらの機関に相談されなかった理由はどのようなものなのでしょうか。

これらの機関が対応してくれることを知らなかった。

これらの機関から遠隔地にあり、相談に行けなかった。

公的な機関で近寄りがたかった。

これらの機関に相談する問題ではないと考えたから。

その際の問題は、具体的には、

その他

## 7 日本人弁護士へのアクセスについて

Q7-1 日本人弁護士に現地で相談できる窓口があるなら、利用したいでしょうか。  
はい            いいえ

Q7-2 もし利用したい場合、どういった料金体系を希望しますか。

初回無料法律相談。

法律相談については全て無料。

1回あたりの相談について上限額が決まっている。

1月あたりの相談について上限額が決まっている。

相談する内容によるので何とも言えない。

その他

Q7-3 相談できる窓口にはどういった条件が整っていることを希望しますか。

( 複数回答可 )

トラブルに巻き込まれていることを知られない方法で相談したい。

事案に即して適任なインド人弁護士を紹介してほしい。

紹介したインド人弁護士の案件対応について継続的に関与してほしい。

相談にとどまらず可能な範囲で現場対応もお願いしたい。

専門性の異なる複数の日本人弁護士がいることが望ましい。

緊急時には夜間や休日でも連絡できる体制にしてほしい。

その他

Q7-4 利用したい場合、現地窓口がどのような場所にあると利用しやすいでしょうか。

日本人会の事務局

日本商工会の事務局

日本大使館、領事館

JETRO 事務所

日本人弁護士、または日本人職員がいる現地の法律事務所

日本人学校

どこでもよい

その他

Q7-5 窓口を利用したいと思わない場合、その理由を教えてください。

|  |
|--|
|  |
|--|

Q7-6 法律相談以外の日本人弁護士によるインドでの活動として、利用してみたいと思うサービスにはどのようなものがありますか。

インドの法制度に関するセミナーの開催（新法の解説など）

法務問題に関するセミナーの開催（契約書、社内規則等作成に関する実践的なもの）

法務に関するセミナー以外の情報発信（ニュースレターの発行など）

日常的な法務・労務事項のチェック（社内インド人マネージャーの担当事項について理解のアシスト、チェック、本社への説明資料作成など）

訴訟案件への関与（インド人弁護士への会社の事情の説明・協議、進捗管理など）

特になし。

その他

|  |
|--|
|  |
|--|

アンケートは以上になります。

ご協力いただき、誠にありがとうございました。

なお、本アンケートの結果は統計的に取り扱われ、法務省に提出する調査報告書の一内容とすることを予定しております。また、ご記載いただいたご意見や直面された法的問題の内容について上記報告書で取り扱う場合でも、匿名で取りまとめ、回答者が特定できるような記載は一切いたしません。

以上